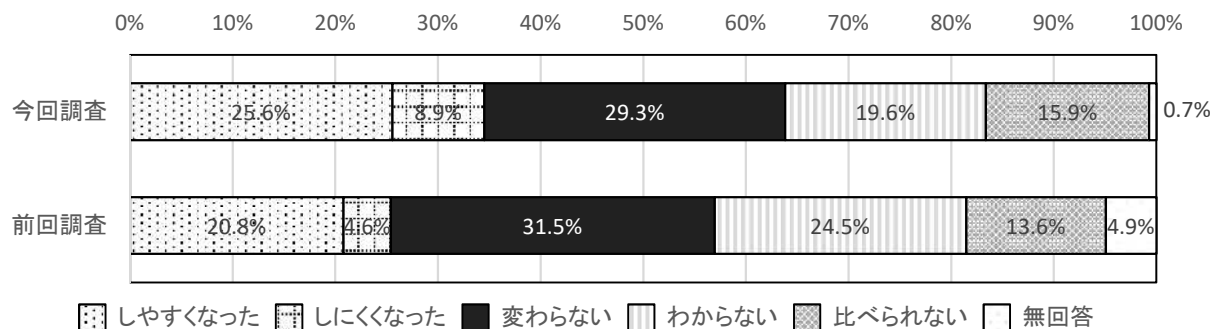


⑦ 子育て等に関する県民の意識

ア 子育てしやすさ

「県民意識調査」によると、「変わらない」が29.3%で最も多く、次いで「しやすくなった」が25.6%、「わからない」が19.6%となっています。前回調査と比較すると、「しやすくなった」と回答した割合は4.8ポイント増加しています。

図表－ 50 県民意識調査結果（子育てしやすさについて）



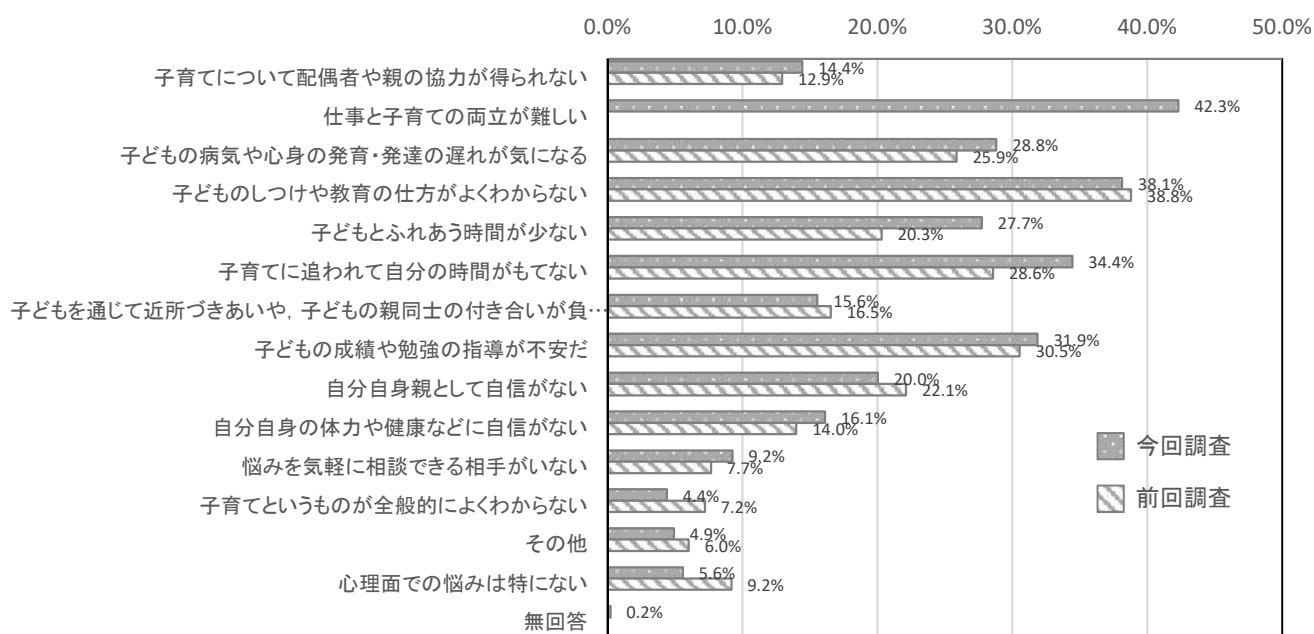
資料：県民意識調査（問 45）

イ 子育ての悩み

「県民意識調査」によると、子育ての心理面の悩みについては、「仕事と子育ての両立が難しい」が42.3%で最も多く、次いで「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」が38.1%、「子育てに追われて自分の時間がもてない」が34.4%となっています。前回調査と比較すると「子どもとふれあう時間が少ない」が7.4ポイント増加しています。

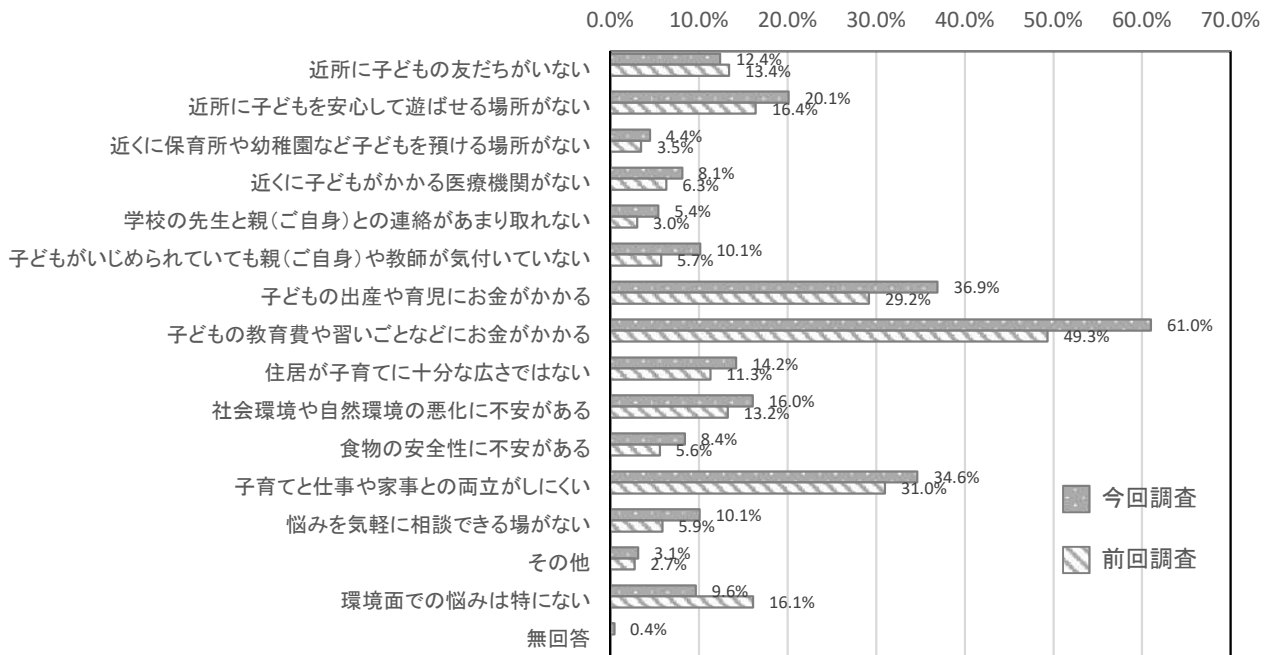
また、子育ての環境面での悩みについては、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が61.0%で最も多く、次いで「子どもの出産や育児にお金がかかる」が36.9%、「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」が34.6%となっています。前回調査と比較すると、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が11.7ポイント、「子どもの出産や育児にお金がかかる」が7.7ポイント増加しています。

図表－ 51 県民意識調査結果（子育ての心理面での悩み）



資料：県民意識調査（問 35）

図表- 52 県民意識調査結果（子育ての環境面での悩み）



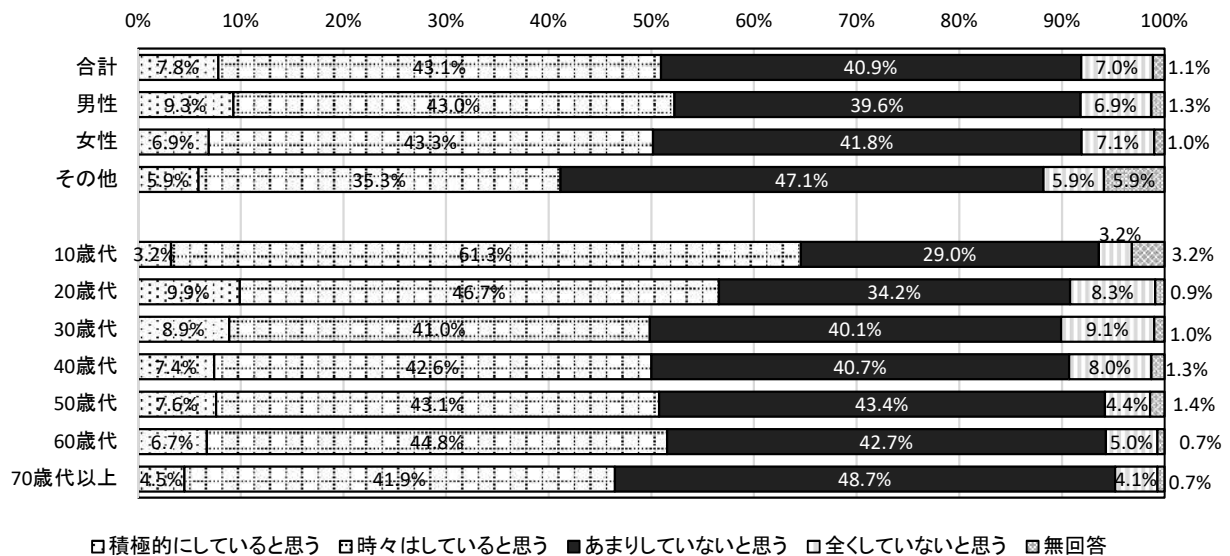
資料：県民意識調査（問 36）

ウ 鹿児島県における男性の育児への関わり方

「県民意識調査」によると、本県における男性の育児への関わり方については、「時々はしていると思う」が43.1%で最も多く、次いで「あまりしていないと思う」が40.9%、「積極的にしていると思う」が7.8%、「全くしていないと思う」が7.0%の順となっており、「している（「積極的にしていると思う」＋「時々はしていると思う」）」と回答した割合は50.9%となっています。

「している（「積極的にしていると思う」＋「時々はしていると思う」）」と回答した割合を男女別に確認すると、男性52.3%、女性50.2%となっています。

図表- 53 県民意識調査結果（鹿児島県における男性の育児への関わり方）



□積極的にしていると思う □時々はしていると思う ■あまりしていないと思う □全くしていないと思う □無回答

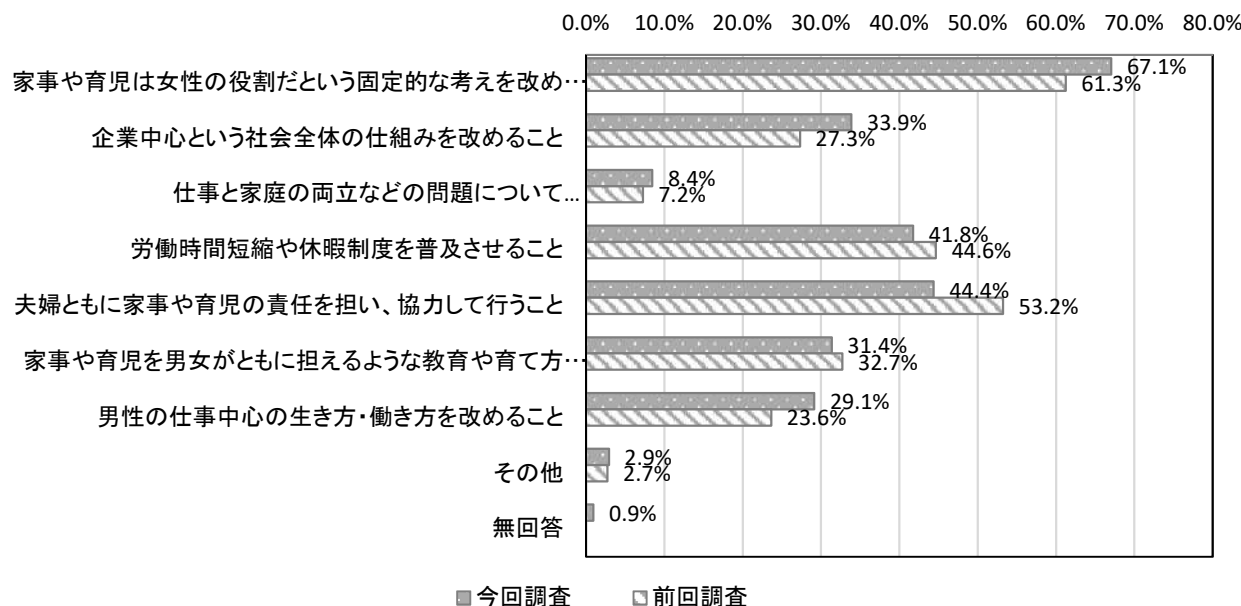
資料：県民意識調査（問 47）

エ 男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なこと

「県民意識調査」によると、「家事や育児は女性の役割だ」という固定的な考えを改めること」が67.1%で最も多く、次いで「夫婦ともに家事や育児の責任を担い、協力して行うこと」が44.4%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が41.8%となっています。

前回調査と比較すると、「企業中心という社会全体の仕組みを改めること」が6.6ポイント、「家事や育児は女性の役割だ」という固定的な考えを改めること」が5.8ポイント増加しています。

図表－ 54 県民意識調査結果（男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なことについて）

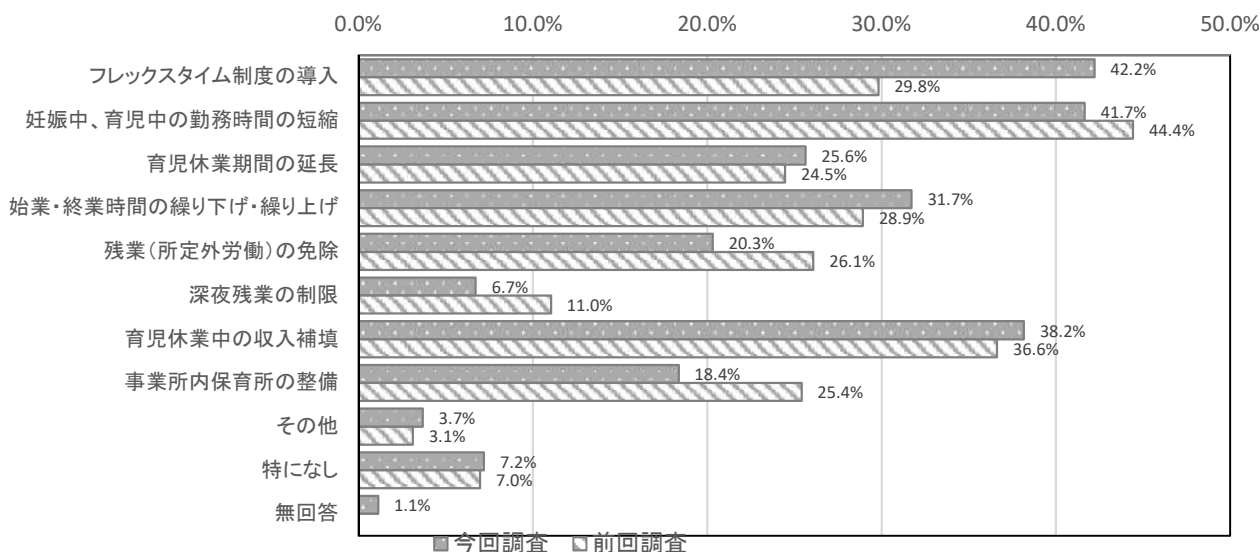


資料：県民意識調査（問48）

オ 子育て支援のために企業に整備してほしい制度

「県民意識調査」によると、「フレックスタイム制度の導入」が42.2%で最も多く、次いで「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」が41.7%、「育児休業中の収入補填」が38.2%となっています。

図表－ 55 県民意識調査結果（子育て支援のために企業に整備してほしい制度）



資料：県民意識調査（問46）

(6) 気運の醸成

① 「育児の日^(注4)」協力企業

「育児の日」協力企業数については、2023（令和5）年度は、269 社と、2019（令和元）年度の126 社から2 倍以上に増加しています。

図表－ 56 「育児の日」協力企業数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
126 社	127 社	139 社	270 社	269 社

資料：県子ども政策課調べ

② 「かごしま子育て応援企業^(注5)」登録数

「かごしま子育て応援企業」登録数については、2023（令和5）年度は、780 社と、2019（令和元）年度の584 社から200 社近く増加しています。

図表－ 57 「かごしま子育て応援企業」登録数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
584 社	658 社	731 社	769 社	780 社

資料：県雇用労政課調べ

③ かごしま子育て支援パスポート^(注6) 事業協賛店舗

かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数をみると、2023（令和5）年度は2,971 店舗となっており、2019（令和元）年度の1,895 店舗から1,000 店舗以上増加しています。

図表－ 58 かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,895 店舗	1,909 店舗	1,920 店舗	2,710 店舗	2,971 店舗

資料：県子ども政策課調べ

(注4) 本県では、妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する気運を醸成するため、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかけ、様々な取組を展開している。

(注5) 県では、企業の子育て支援を促進するため、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、広く紹介している。

(注6) 事業に協賛する企業や店舗のご好意により、パスポートを提示されたご家族に、割引や独自の優待サービスなどを提供していただくことで、子育て家庭を地域全体で応援する仕組み

2 母子及び父子並びに寡婦の状況

(1) ひとり親世帯の状況

① ひとり親世帯

本県のひとり親家庭（母または父と19歳以下の未婚の子どもの世帯）は、2020（令和2）年で、14,222世帯であり、前回調査時の2015（平成27）年と比較し、7.6%減少しています。

図表－59 ひとり親世帯の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯（a）	10,785 世帯	10,385 世帯	11,720 世帯	13,301 世帯	13,942 世帯	13,746 世帯	12,749 世帯
父子世帯（b）	1,975 世帯	1,825 世帯	1,949 世帯	1,950 世帯	1,689 世帯	1,641 世帯	1,473 世帯
計（a + b）	12,760 世帯	12,210 世帯	13,669 世帯	15,251 世帯	15,631 世帯	15,387 世帯	14,222 世帯

資料：総務省「国勢調査」

② ひとり親家庭の子どもの数

本県のひとり親家庭の子どもの数（ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引いた推計値）は、2020（令和2）年で、23,646人となっており、前回調査時の2015（平成27）年と比較し、7.7%減少しています。

図表－60 ひとり親家庭の子どもの数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯の人員数(人, a)	31,703	36,071	37,336	36,780	34,097
母子世帯数(世帯, b)	11,720	13,301	13,942	13,746	12,749
母子世帯の子どもの数(人, c = a - b)	19,983	22,770	23,394	23,034	21,348
父子世帯の人員数(人, d)	5,112	5,145	4,393	4,230	3,771
父子世帯数(世帯, e)	1,949	1,950	1,689	1,641	1,473
父子世帯の子どもの数(人, f = d - e)	3,163	3,195	2,704	2,589	2,298
ひとり親世帯の子どもの数(人, c + f)	23,146	25,965	26,098	25,623	23,646

資料：総務省「国勢調査」

③ ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

本県の2020（令和2）年のひとり親家庭の最年少の子どもの年齢別にみると、最年少の子どもが小学生・中学生の年齢に当たる6～14歳の世帯が母子世帯で54.4%、父子世帯で54.7%、6歳未満の幼児の世帯が、母子世帯で19.4%、父子世帯で8.2%となっており、母子世帯の7割以上、父子世帯の6割以上に中学生以下の子どもがいます。

図表－61 ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

	実数(世帯)		割合(%)	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
6歳未満	2,477	121	19.4	8.2
6～14歳	6,931	805	54.4	54.7
15～17歳	2,294	373	18	25.3
18～19歳	1,047	174	8.2	11.8

	実数（世帯）		割合（％）	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
合計	12,749	1,473	100.0	100.0

資料：総務省「国勢調査」

④ 公営住宅への入居の状況

2024（令和6）年4月1日現在、県営住宅1,994戸、市町村営住宅187戸にひとり親世帯が入居しています。

図表－62 ひとり親世帯の公営住宅への入居の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県営住宅管理戸数	11,991戸	12,007戸	12,019戸	12,071戸	12,079戸
うちひとり親世帯入居戸数			2,368戸	2,236戸	1,994戸
市町村営住宅戸数	35,848戸	35,670戸	35,674戸	35,321戸	35,006戸
うちひとり親世帯向け住宅戸数	282戸	282戸	282戸	277戸	277戸
うちひとり親世帯入居戸数	235戸	229戸	221戸	211戸	187戸

資料：県住宅政策室，子ども福祉課調べ

※各年4月1日の入居世帯の状況

※県営住宅は，ひとり親世帯向けの専用住宅は設けていない。

※県営住宅のひとり親世帯は，ひとり親控除を受けている世帯。

※令和2，3年度は，ひとり親控除制度がないため不明。

⑤ 保育所等の待機児童の状況

本県の2024（令和6）年度待機児童（12人）のうち，ひとり親家庭は0人となっています。

図表－63 ひとり親家庭の待機児童の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数（A）	349人	322人	114人	148人	61人	12人
うち，母子家庭	8人	10人	2人	0人	5人	0人
うち，父子家庭	0人	1人	0人	0人	0人	0人
計（B）	8人	11人	2人	0人	5人	0人
割合（B／A）	2.3%	3.4%	1.8%	0.0%	8.2%	0.0%

資料：県子育て支援課調べ。各年度4月1日現在。

(2) 寡婦世帯の状況

① 寡婦世帯

本県の寡婦（かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた者）世帯は，2023（令和5）年で，91,278世帯であり，2020（令和2）年と比較し，0.2%減少しています。

図表－64 寡婦世帯の推移

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
65歳未満	24,459世帯	31,487世帯	33,210世帯	27,688世帯	27,052世帯
65歳以上	52,943世帯	69,008世帯	69,236世帯	63,796世帯	64,226世帯
計	77,402世帯	100,495世帯	102,446世帯	91,484世帯	91,278世帯

資料：県子ども福祉課調べ

(3) 支援事業の実施状況

① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行っており、2023（令和5）年度の実績は102件（母子97件、父子4件、寡婦1件）となっています。

図表－65 母子父子寡婦福祉資金貸付事業実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子福祉資金	156件	118件	112件	90件	97件
	80,592千円	54,419千円	55,065千円	43,115千円	47,725千円
父子福祉資金	11件	6件	4件	5件	4件
	4,603千円	3,096千円	1,759千円	2,200千円	1,897千円
寡婦福祉資金	2件	3件	1件	2件	1件
	1,340千円	900千円	261千円	1,000千円	780千円
計	169件	127件	117件	97件	102件
	86,535千円	58,415千円	57,085千円	46,315千円	50,402千円

資料：県子ども福祉課調べ

② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施や、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを実施しています。

また、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備等を総合的に行っています。

2023（令和5）年度の就業相談件数は17件、就業支援講習会参加者数6人、専門家による特別相談件数14件となっています。

図表－66 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業相談件数	32件	51件	38件	17件
就業支援講習会参加者数（計）	16人	15人	16人	6人
パソコン講習会	8人	－	10人	－
医療事務講習会	－	7人	－	6人
簿記講習会	8人	－	－	－
子育て支援員講習会	－	8人	6人	－
専門家による特別相談件数	9件	25件	23件	14件

資料：県子ども福祉課調べ

③ ひとり親家庭自立支援給付金事業

ア 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親に対し、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しており、2023（令和5）年度の給付件数は1件となっています。

図表－67 自立支援教育訓練給付金事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	2件	1件	2件	1件
給付額	143,041円	59,221円	65,450円	56,150円

資料：県子ども福祉課調べ

イ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を修了時に支給しています。

2023（令和5）年度の高等職業訓練促進給付金受給者数は10人、高等職業訓練修了支援給付金受給者数は2人となっています。

図表－68 高等職業訓練促進給付金等事業実績の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等職業訓練促進給付金	受給者数	9人	11人	8人	10人
	給付額	9,578千円	13,044千円	7,121千円	9,720千円
高等職業訓練修了支援給付金	受給者数	3人	4人	2人	2人
	給付額	125千円	150千円	50千円	100千円

資料：県子ども福祉課調べ

④ ひとり親日常生活支援事業

ひとり親家庭の親等の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合、又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しています。

2023（令和5）年度の延べ派遣回数は153件、時間にして511.5時間となっています。

図表－69 ひとり親日常生活支援事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣延べ回数	324件	355件	188件	153件
派遣延べ時間数	582時間	585.5時間	643時間	511.5時間

資料：県子ども福祉課調べ

3 子どもの貧困の状況

(1) 全国の相対的貧困率等

相対的貧困率及び子どもの貧困率ともにおおむね右肩あがりて上昇して、2012（平成24）年に相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%と最も高くなっています。それ以降は緩やかに下がっており、直近の2021（令和3）年は、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。

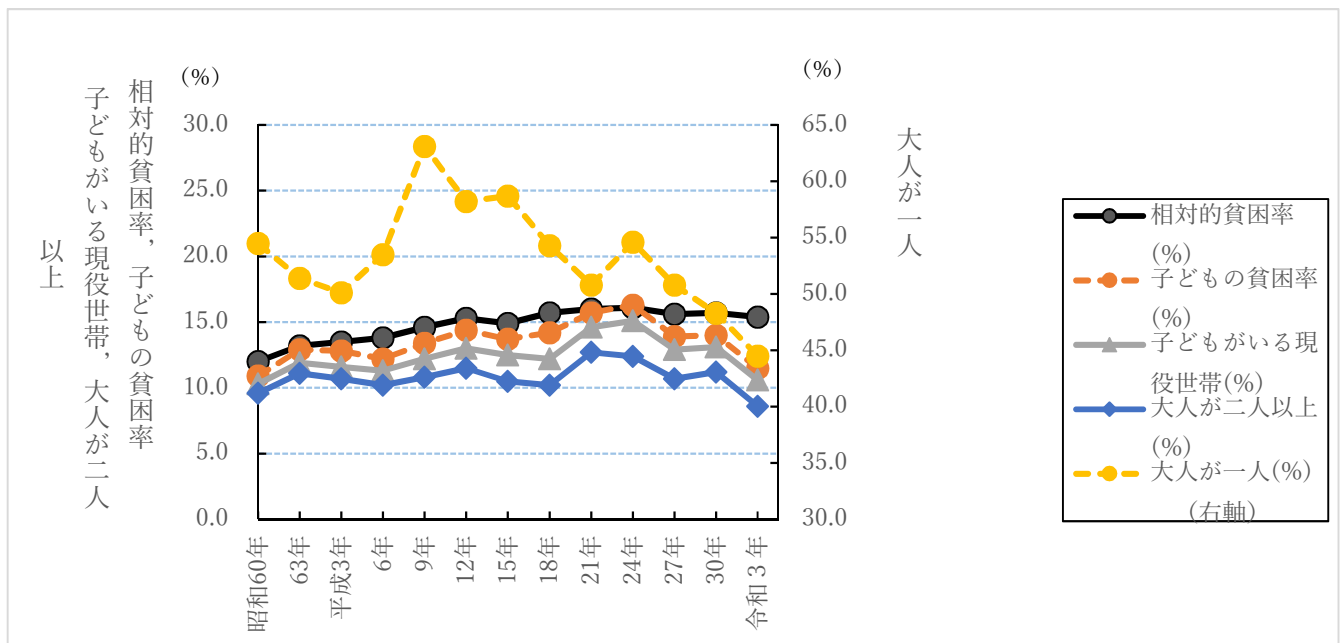
子どもがいる現役世帯については、10.6%となっており、そのうち、大人が一人の世帯では44.5%、大人が二人以上の世帯では、8.6%となっています。

図表－70 貧困率等の年次推移

	昭和60年	63年	平成3年	6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年	30年	令和3年
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	15.7	15.4
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人(%)	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上(%)	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
中央値（万円）（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245	248	254
貧困線（万円）（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124	127

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

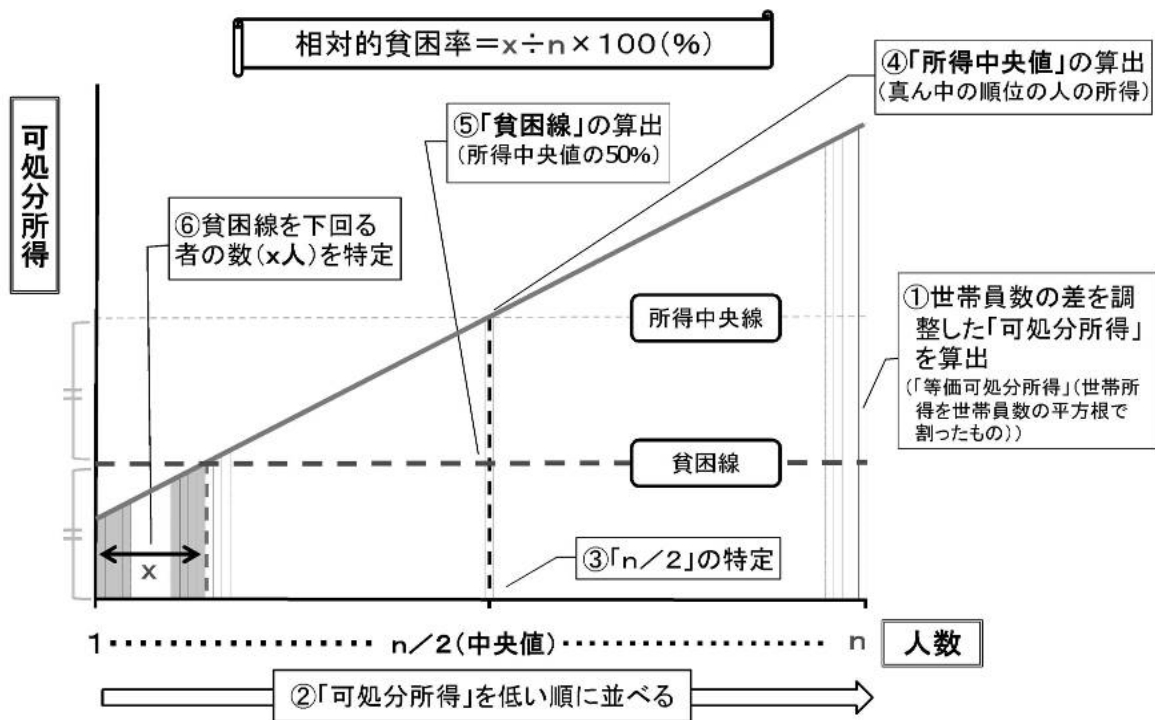
図表－71 相対的貧困率及び子どもの貧困率



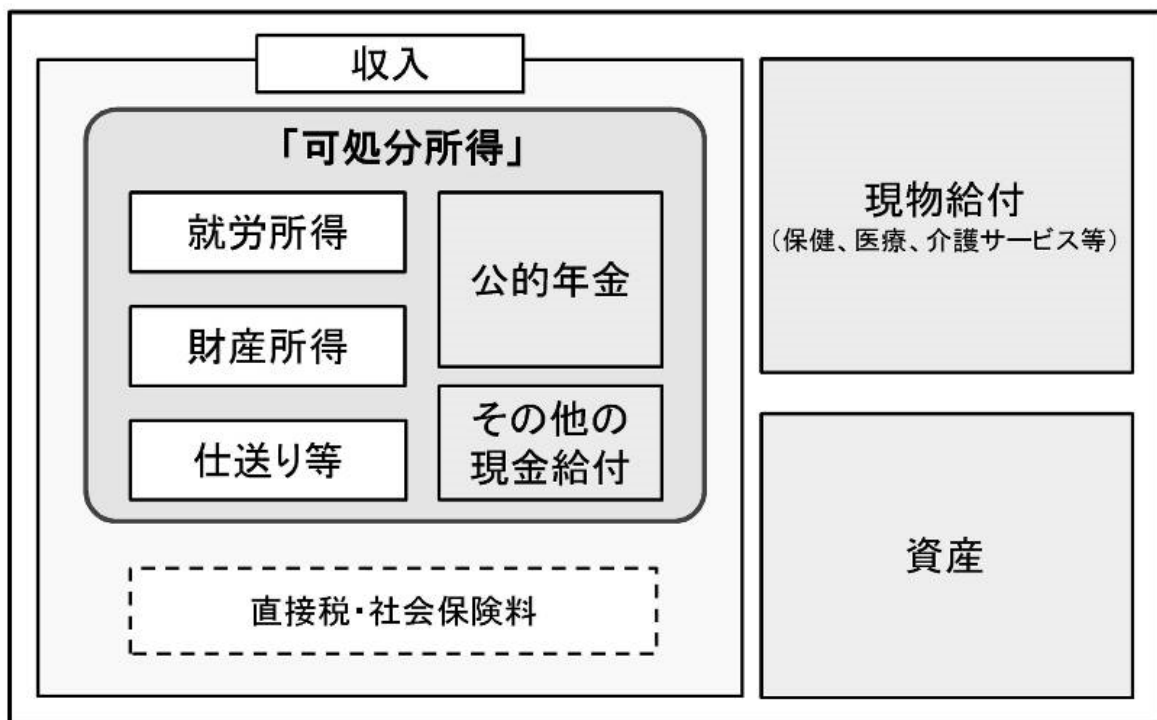
資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

(参考) 相対的貧困率

所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合。)



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



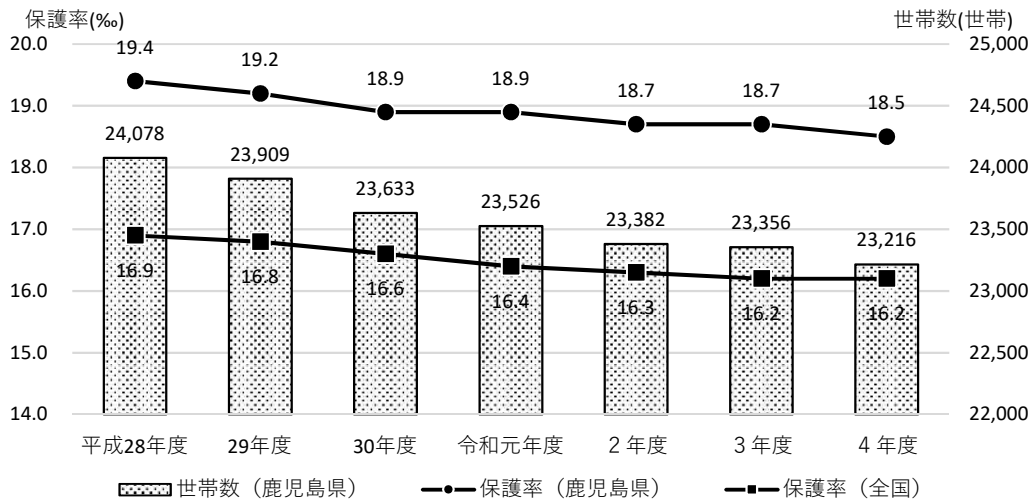
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護受給世帯等

① 生活保護世帯数及び保護率

本県の生活保護世帯数及び保護率は、おおむね横ばいで推移しており、2022（令和4）年度の生活保護世帯数は23,216世帯、保護率は18.5%となっており、全国の16.2%よりも2.3ポイント高くなっています。

図表- 72 生活保護世帯の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査」

② 生活保護世帯の子どもの数

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、毎年減少しているものの、2022（令和4）年は2,777人となっており、被保護人員全体の約1割を占めます。

図表- 73 生活保護世帯の子どもの数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0～19歳	被保護人員(a)	3,350人	3,223人	3,073人	2,900人	2,777人
	対前年増減	▲5.3%	▲3.8%	▲4.7%	▲5.6%	▲4.2%
総数	被保護人員(b)	30,094人	29,769人	29,315人	28,848人	28,478人
	対前年増減比	▲2.2%	▲1.1%	▲1.5%	▲1.6%	▲1.3%
19歳以下の構成比(a/b)		11.1%	10.8%	10.5%	10.1%	9.8%

※各年7月31日現在の人員

資料：厚生労働省「被保護者調査」

(3) 進学率、就職率

① 生活保護世帯の進学率、就職率

本県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で、95.0%となっており、県全体の進学率 98.9%に比べ、3.9 ポイント低くなっています。高等学校等卒業後の進学率も 37.2%と県全体の進学率 72.9%に比べ、35.7 ポイント低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年で、0.5%となっており、高等学校等卒業後の就職率は、49.0%となっています。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、2023（令和5）年で2.5%となっており、県全体の中退率 1.6%を 0.9 ポイント上回っています。

図表－ 74 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	生活保護世帯	94.8%	94.1%	94.9%	92.6%	95.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	生活保護世帯	0.9%	0.5%	1.0%	0.9%	0.5%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	生活保護世帯	28.5%	32.6%	35.5%	33.3%	37.2%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	生活保護世帯	54.7%	54.7%	50.3%	47.4%	49.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出

※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

図表－ 75 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯	4.7%	3.6%	2.4%	3.8%	2.5%
県	2.1%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

本県の児童養護施設^(注7)入所児童の中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で100.0%となっており、県全体の進学率の 98.9%に比べ 1.1 ポイント高くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率は 40.0%と、県全体の進学率の 72.9%に比べ 32.9 ポイント低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年は 0.0%、高等学校卒業後の就職率は 60.0%となっています。

(注7) 保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

図表- 76 児童養護施設入所児童の進学率, 就職率

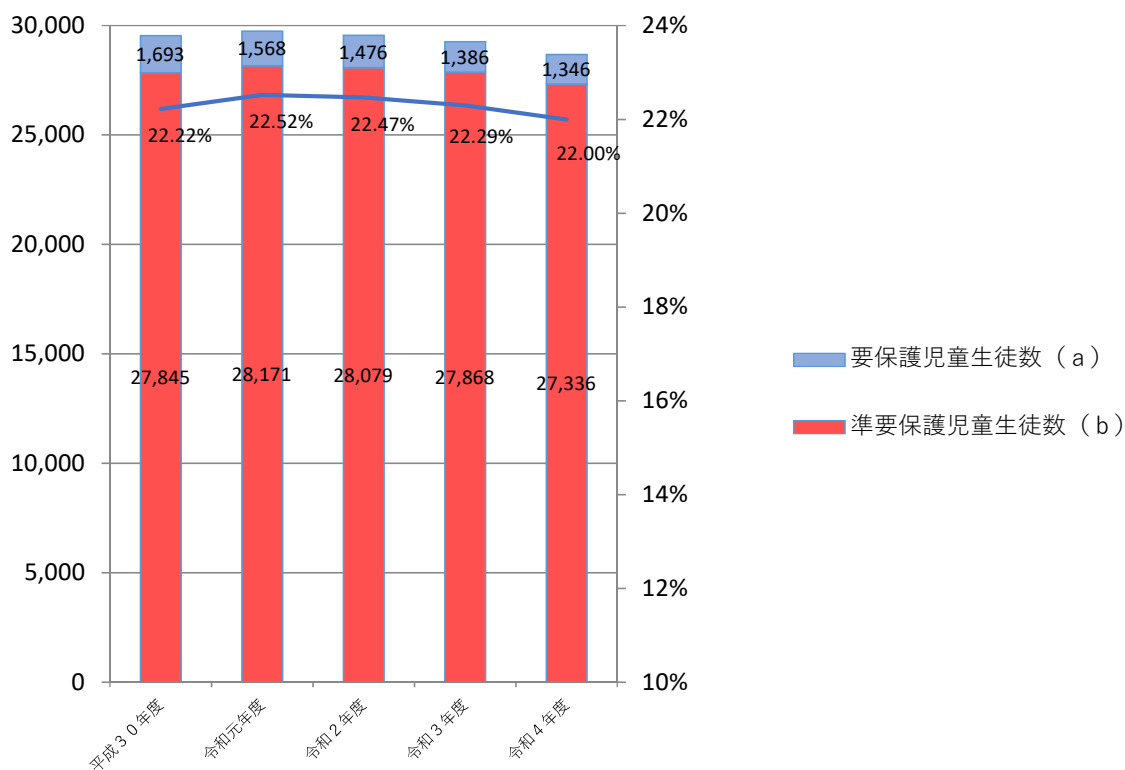
			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	施設入所児童	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	施設入所児童	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	施設入所児童	34.2%	21.1%	31.7%	22.9%	40.0%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	施設入所児童	65.8%	78.9%	65.9%	77.1%	60.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：施設入所児童は子ども福祉課調べ（各年3月末現在の状況）、県全体は文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出
 ※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

(4) 就学援助

就学援助^(注8)を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、2018（平成30）年度は、29,538人であり、公立小中学校児童生徒数（132,921人）の22.22%でしたが、2022（令和4）年度は、28,682人と、公立小中学校児童生徒数（130,387人）の22.00%となっており、公立小中学校児童生徒数、要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計及び就学援助率はわずかながら減少しています。

図表- 77 要・準要保護児童生徒数の推移



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(注8) 学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が実施する必要な援助

(5) 「かごしま子ども調査」調査結果

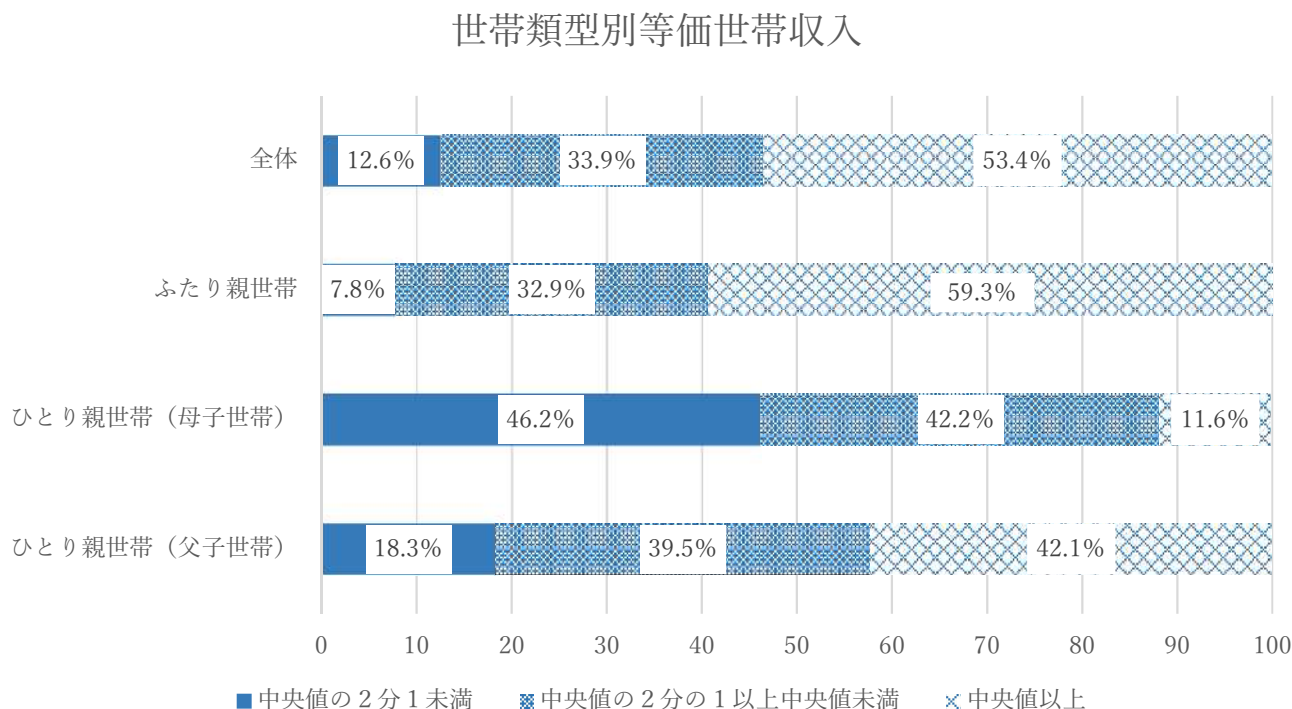
① 世帯類型と所得類型

2023（令和5）年度に県が実施した「かごしま子ども調査」の回答者を「等価世帯収入」による分類を行った結果、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1（118.75万円）未満」の世帯に該当するのは12.6%、「中央値の2分の1以上中央値（237.5万円）未満」の世帯に該当するのは33.9%、「中央値以上」の世帯に該当するのは53.4%となりました。

世帯の状況別に等価世帯収入の水準をみると、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、「ひとり親世帯」のうち「母子世帯」では、46.2%となっています。

等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯と「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯を合算すると、「ひとり親世帯」の「母子世帯」では88.4%と約9割近くを占めています。

図表- 78 かごしま子ども調査結果（等価世帯収入の水準）



資料：かごしま子ども調査（保護者票問28）

② 保護者の就労状況

「かごしま子ども調査」に回答した保護者の就労形態をみると、父親については、ふたり親世帯と比べて父子世帯の父親は、正規雇用の割合が低く、「嘱託・契約社員・派遣社員」や「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」、「自営業」の割合が高い状況となっています。

母親については、ふたり親世帯と比べて母子世帯の母親は、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況となっています。母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用が53.8%と5割以上を占めていますが、ふたり親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は低くなっています。

図表- 79 かごしま子ども調査結果（保護者の就労状況）

	正社員・ 正規職 員・会社 役員	嘱託・契 約社員・ 派遣職員	パート・ アルバイト・日雇 い・非常 勤職員	自営業 （家族従 事者、内 職、自由 業、フリ ーランス を含む。）	働いてい ない（専 業主婦／ 専業主夫 を含む。）	分からな い	いない	無回答
父親（全体）（％）	74.8	1.3	0.8	12.4	0.9	1.3	7.2	1.2
母親（全体）（％）	34.5	5.4	40.9	8.5	9.5	0.3	0.7	0.2
父親（ふたり親世 帯）（％）	83.0	1.4	0.8	13.6	1.0	0.2	0.0	0.0
父親（父子世帯） （％）	71.4	2.9	5.7	14.3	5.7	0.0	0.0	0.0
母親（ふたり親世 帯）（％）	32.2	5.1	43.2	9.2	10.3	0.0	0.0	0.0
母親（母子世帯） （％）	53.8	8.1	28.1	4.6	4.6	0.5	0.2	0.0

資料：かごしま子ども調査（保護者票問9）

③ 暮らしの状況

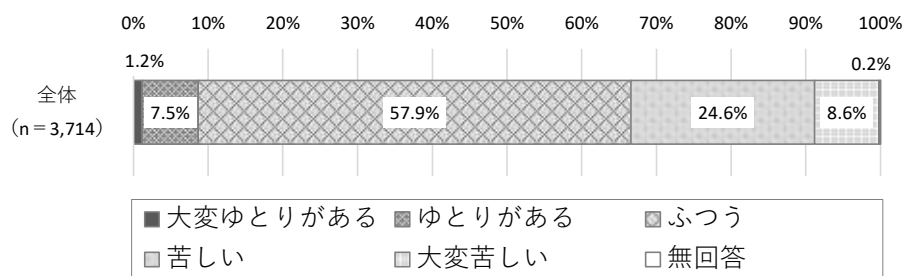
現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変ゆとりがある」が1.2%、「ゆとりがある」が7.5%、「ふつう」が57.9%となっており、合わせた割合は66.6%となっています。一方で、「苦しい」は24.6%、「大変苦しい」は8.6%となっており、合わせた割合は33.2%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値以上」の世帯では19.0%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では45.2%、「中央値の2分の1未満」の世帯では61.9%であり、収入の低さに応じて割合が高くなっています。

世帯の状況別にみると、「ふたり親世帯」では30.5%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「ひとり親世帯」では52.8%となっており、ひとり親世帯の約5割の世帯で生活が苦しいと感じているようです。

今回調査と「令和3年子供の生活状況調査の分析」（以降、「内閣府調査」という。）を比較すると、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、内閣府調査の全体で25.3%であり、今回調査(33.2%)が7.9%高くなっています。

図表- 80 かごしま子ども調査結果（暮らしの状況についての認識）



上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合(%)	33.2	19.0	45.2	61.9	30.5	52.8	54.5
	25.3	9.0	36.8	57.1	21.5	51.8	53.3

資料：かごしま子ども調査（保護者票問27）

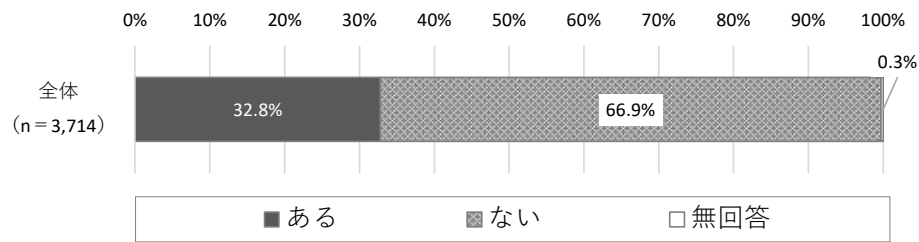
④ 子どもの学習意欲に応えられなかった経験

経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無については、「ある」が32.8%、「ない」が66.9%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「ある」と回答した割合が、「中央値以上」の世帯では22.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では42.1%、「中央値の2分の1未満」の世帯では54.4%となっています。

世帯の状況別でみると、「ある」と回答した割合が、「ふたり親世帯」では30.7%、「ひとり親世帯」では48.3%、うち「母子世帯」のみでは、49.7%となっています。

図表－ 81 かごしま子ども調査結果（経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無）



上段：今回調査 下段：前回調査	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「ある」と回答した割合 (%)	32.8	22.0	42.1	54.4	30.7	48.3	49.7
	34.1	20.7	43.5	55.2	32.2	47.4	49.6

資料：かごしま子ども調査（保護者票問23）

⑤ 食料・衣服が買えなかった経験、公共料金の未払いについて

過去1年間に必要とする「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、過去1年間で経済的な理由で「公共料金の未払い」が生じている割合は、全国に比べて高いです。特に、収入水準が低い世帯やひとり親世帯で生じている割合が高いです。

図表－ 82 かごしま子ども調査結果（過去1年間に必要とする食料や衣服が買えなかった経験、過去1年間で経済的な理由で公共料金の未払いの経験が「あった」と回答した割合）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
食料が買えなかった経験 (%)	24.1	12.3	32.6	51.1	21.7	40.3	41.4
	11.3	1.9	15.0	37.7	8.5	30.3	32.1
衣服が買えなかった経験 (%)	27.3	14.9	36.8	53.7	24.8	45.6	47.2
	16.3	4.2	23.0	45.8	13.1	38.9	41.0
公共料金の未払い (%)	8.5	2.8	12.2	23.0	7.2	17.0	17.7
	5.7	0.9	7.1	20.7	4.3	16.2	16.4

資料：かごしま子ども調査（保護者票問 29、問 30、問 31）

⑥ 支援制度・居場所等の利用状況について

支援制度・居場所等の利用状況について、全国に比べて「利用したことがある」の割合が高いです。一方、全国に比べて収入の水準が最も低い世帯やひとり親世帯では、「勉強を無料でみてくれる場所」や「何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む。）を利用したことがある」の割合が低いです。

図表－ 83 かごしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用状況について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	利用したことがある	あれば利用したいと思う	今後も利用したいと思わない	今後利用したかどうか分からない	無回答
ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など） (%)	9.9	26.9	22.9	39.8	0.5
	2.8	20.1	40.7	33.6	2.8
勉強を無料でみてくれる場所 (%)	5.5	32.5	23.9	37.6	0.5
	4.1	37.7	28.8	26.8	2.6
	3.0	14.8	33.7	48.0	0.6

何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)(%)	2.7	15.9	39.7	39.1	2.6
----------------------------------	-----	------	------	------	-----

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 17-a, 問 17-b, 問 17-c）
「利用したことがある」と回答した割合

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）(%)	9.9	7.4	10.0	10.0	8.5	9.1	9.5
	2.8	2.3	3.6	3.4	2.4	6.7	7.0
勉強を無料でみてる場所(%)	5.5	5.5	5.3	8.9	5.7	6.1	6.1
	4.1	3.0	4.3	9.5	3.4	9.8	10.8
何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)(%)	3.0	2.6	3.4	3.1	2.9	2.9	3.2
	2.7	1.9	3.3	4.6	2.3	6.1	5.6

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 17-a, 問 17-b, 問 17-c）

⑦ 支援制度・居場所等の利用による変化について

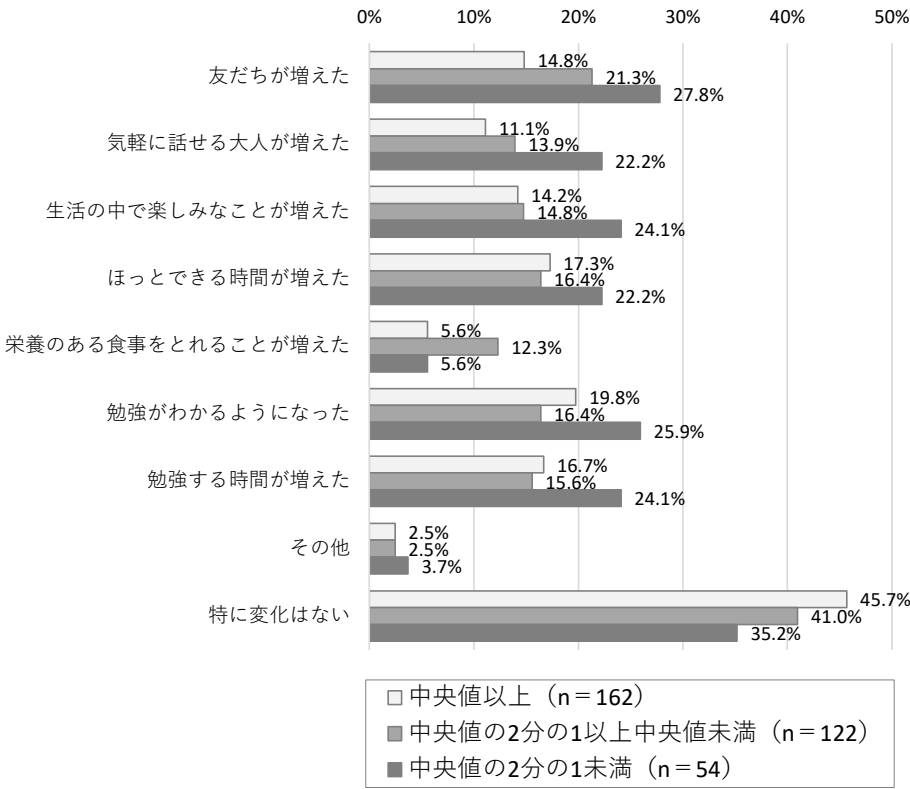
いずれかの支援制度・居場所等を利用したことがある場合に、利用による変化をどのように考えているかについて尋ねたところ、「特に変化はない」以外の回答では、「友だちが増えた」が16.5%、「ほっとできる時間が増えた」が13.9%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が12.8%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、他の世帯と比べて「特に変化はない」の割合が低くなっており、「友だちが増えた」が27.8%、「気軽に話せる大人が増えた」が22.2%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が24.1%と、割合が高くなっています。

図表－84 かごしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用による変化について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみなことが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事とれることが増えた	勉強が分かるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
利用による変化(%)	16.5	10.9	12.8	13.9	6.1	11.7	12.5	1.8	34.3	21.9
	21.5	15.9	29.9	26.3	5.7	15.0	21.5	7.3	33.8	5.7

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 18）



資料：かごしま子ども調査（中学生票問18）

4 子どもの状況

(1) 学習状況

① 全国学力・学習状況調査

2024（令和6）年度の全国学力・学習状況調査における、本県の平均正答数は、小学校6年生の国語、算数は全国の平均正答数とほぼ同等であり、中学3年生の国語、数学は全国の平均正答数をやや下回っています。

図表－ 85 全国学力・学習状況調査結果

学年	令和6年度				令和5年度			
	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差
小学校 (6年)	国語	9.6 問 /14 問	9.5 問 /14 問	0.1 問	国語	9.4 問 /14 問	9.4 問 /14 問	0.0 問
	算数	10.0 /16 問	10.1 問 /16 問	▲0.1 問	算数	9.8 問 /16 問	10.0 問 /16 問	▲0.2 問
中学校 (3年)	国語	8.4 問 /15 問	8.7 問 /15 問	▲0.3 問	国語	10.5 問 /15 問	10.5 問 /15 問	0.0 問
	数学	8.0 問 /16 問	8.4 問 /16 問	▲0.4 問	数学	7.2 問 /15 問	7.6 問 /15 問	▲0.4 問

資料：県教育庁調べ

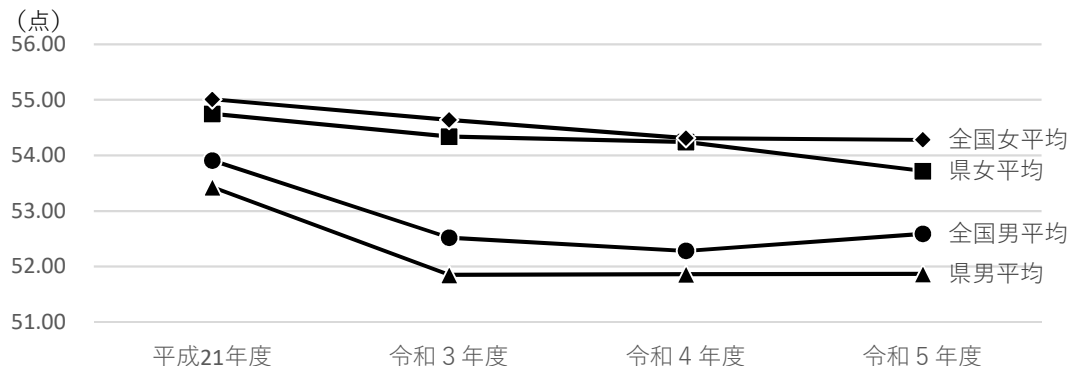
(2) 体力

① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や運動能力は、国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、近年、全国、本県ともに低下傾向です。

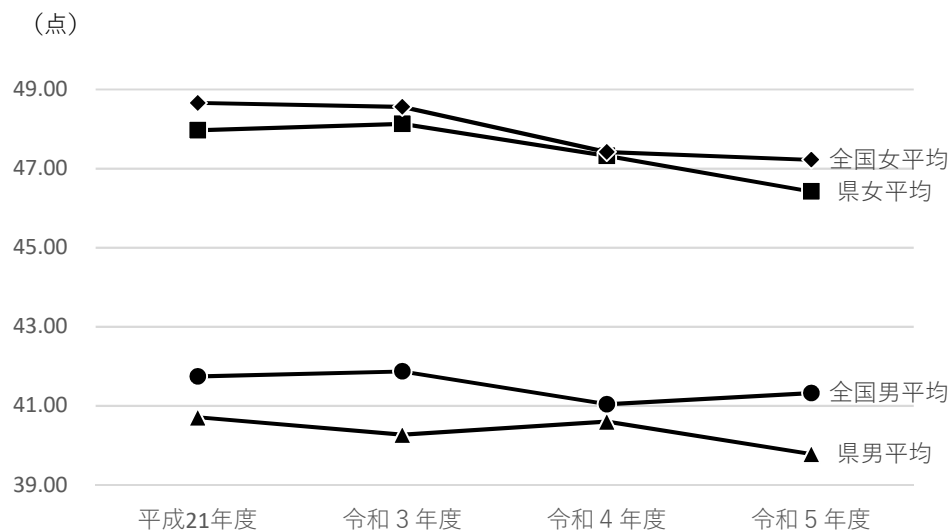
同調査の本県の児童生徒の体力合計点は、全国平均に達していない状況です。

図表－ 86 体力合計点の経年比較（小学校）



資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

図表－ 87 体力合計点の経年比較（中学校）



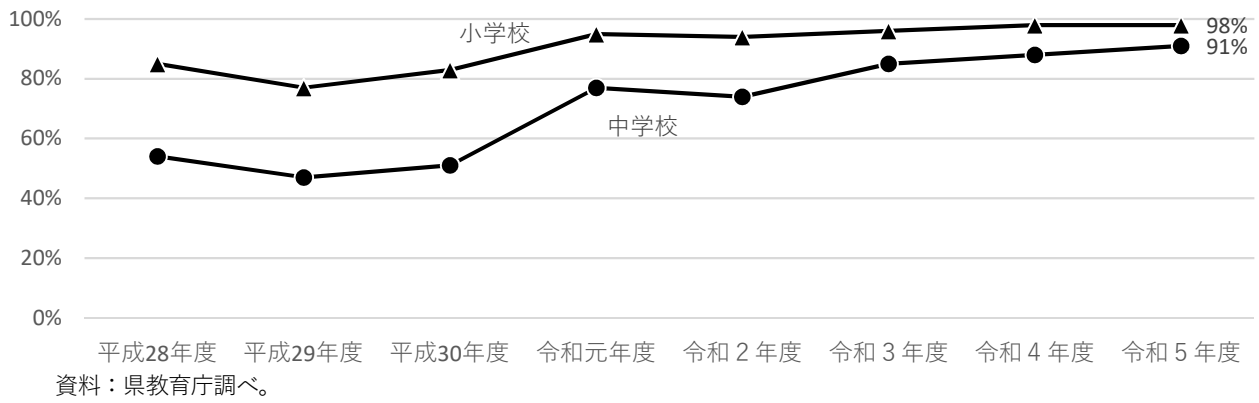
資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

② チャレンジかごしま^(注9)

体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組等により、公立小・中学校等の「一校一運動」の実施率は100%となっており、また「チャレンジかごしま」への参加率は、小学校98%、中学校91%と近年上昇しています。

(注9) 本県の児童生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて体育・保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において連続縄跳び、長縄8の字連続跳び、短縄跳び、一輪車リレー、連続馬跳び、手つなぎ横とび等の種目（小学校6種目、中学校4種目）を行い、体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

図表- 88 チャレンジかごしまへの参加率の推移

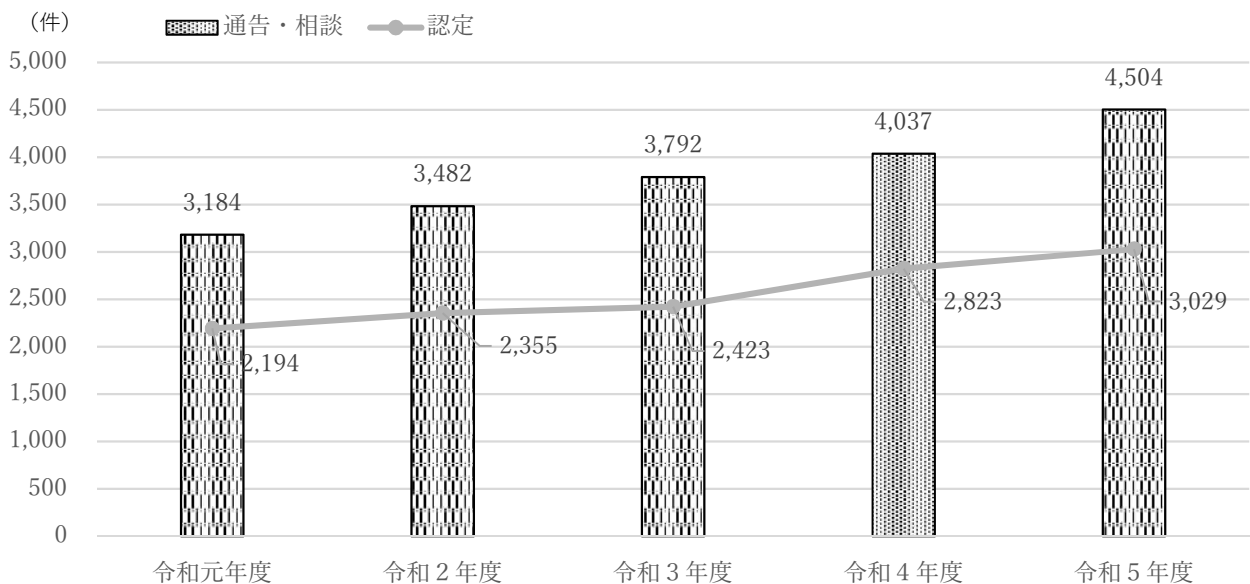


(3) 児童虐待

本県における児童虐待の状況をみると、2019（令和元）年度は通告・相談 3,184 件，認定 2,194 件でした。2023（令和 5）年度は通告・相談 4,504 件，認定 3,029 件となっており，2019（令和元）年度と比較するといずれもおおよそ 1.4 倍に増加しています。

また，児童相談所が認定した児童虐待を種類別に見ると，心理的虐待が最も多く，次いで身体的虐待，ネグレクトの順になっています。

図表－ 89 本県における児童虐待認定件数等の推移



資料：県子ども福祉課調べ（児童相談所分と市町村分を合わせた値）

図表－ 90 本県における児童虐待種類別件数の推移（児童相談所分のみ）

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和元年度	242	258	16	1,180	1,696
令和2年度	349	249	11	1,408	2,017
令和3年度	364	241	18	1,491	2,114
令和4年度	421	197	15	1,790	2,423
令和5年度	468	266	30	1,891	2,655

資料：県子ども福祉課調べ

(4) 安心・安全

① 声掛け事案

本県の2023（令和5）年の子どもへの声掛け事案等件数は518件となっており、前年の488件より増加しています。

図表－91 子ども（中学生以下）への声掛け事案等の発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生状況（件）	376	403	471	488	518

資料：鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議「令和6年度県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動実施要綱」

② 交通事故

本県の2023（令和5）年の交通事故死者数は1人と、前年と同数となっています。

交通事故負傷者数は、157人と前年の111人より46人増加しています。

図表－92 交通事故死傷者数の推移

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死者数	幼児	0	1	0	0	0	0	1
	小学生	0	0	2	0	1	1	0
	中学生	0	0	0	0	1	0	0
	合計	0	1	2	0	2	1	1
負傷者数	幼児	71	54	52	35	33	11	26
	小学生	134	117	97	104	80	61	85
	中学生	99	67	49	64	48	39	46
	合計	304	238	198	203	161	111	157

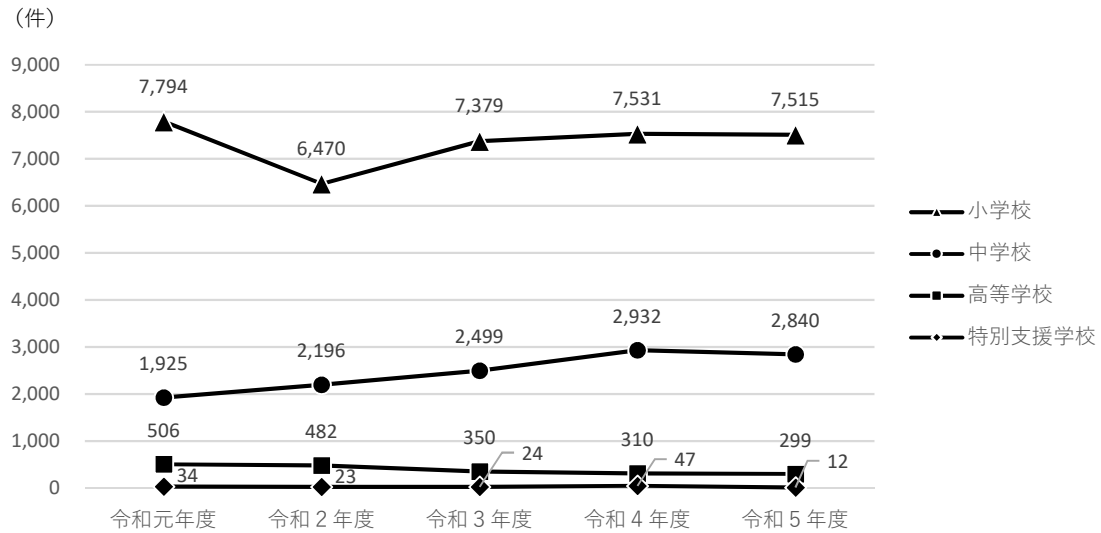
資料：交通事故統計分析表

③ いじめ

ア いじめの認知件数

2023（令和5）年度の本県公立学校のいじめの認知件数は10,666件となっています。本県では「県いじめ防止基本方針」に基づき、「1件でも多く発見し、それらを解消する」よう指導してきており、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知するよう取り組んでいるところです。

図表- 93 いじめ認知件数の推移

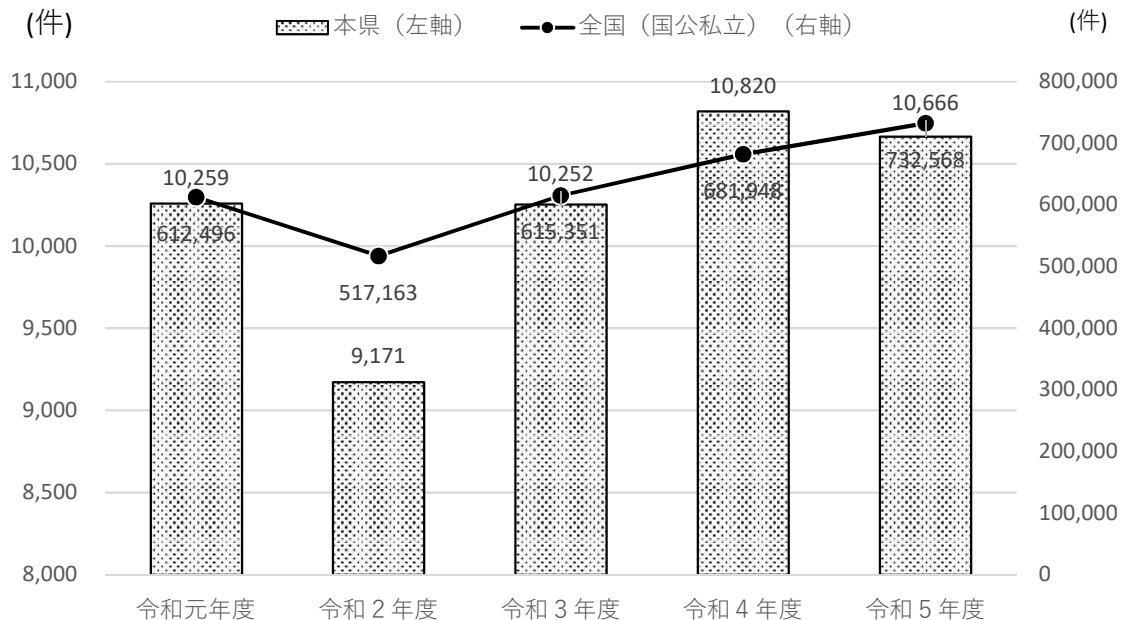


資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

イ 全国との比較

本県におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は10,666件と2019（令和元）年度（10,259件）の約1.04倍です。全国におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は732,568件と2019（令和元）年度（612,496件）の約1.2倍となっています。

図表－94 いじめ認知件数の全国比較



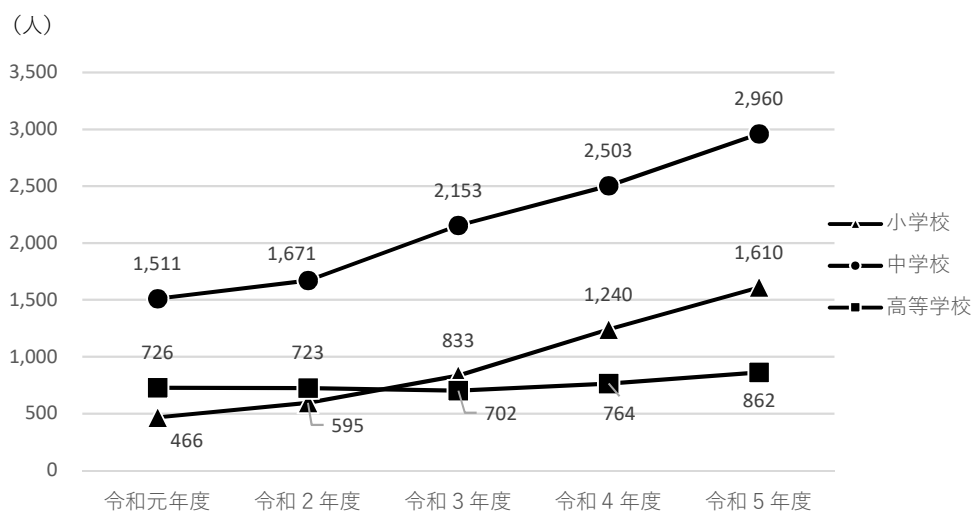
資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

④ 不登校

ア 不登校の児童生徒の人数

2023（令和5）年度の本県公立学校の不登校の児童生徒の人数は5,432人となっており、前年度の4,507人より増加しています。

図表－95 不登校の状況

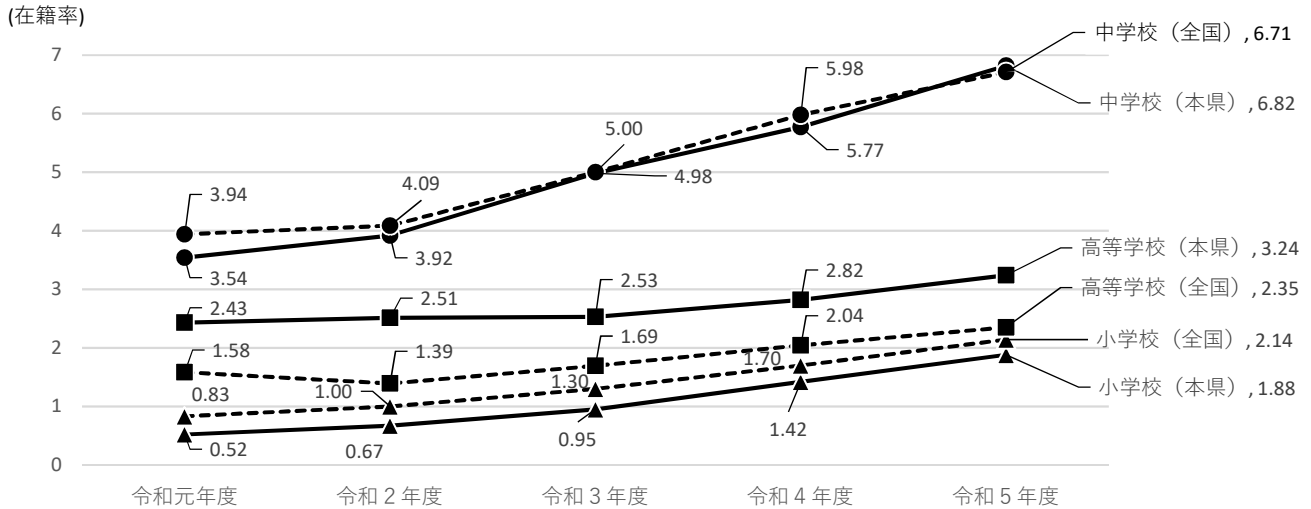


資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

イ 全国との比較

2023（令和5）年度は、小学校は全国よりも低くなっているのに対し、中学校及び高等学校は全国より高くなっています。

図表－96 不登校の児童生徒の全国比較



資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」。在籍率＝不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

⑤ スクールソーシャルワーカー（注10）

本県の2023（令和5）年のスクールソーシャルワーカー数は99人となっており、前年の93人より増加しています。

図表－97 スクールソーシャルワーカー数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
スクールソーシャルワーカー数（人）	86	86	93	99

資料：県教育庁調べ

※県雇員人数，委託町村人数，単独実施自治体人数の総数

⑥ ヤングケアラー（注11）

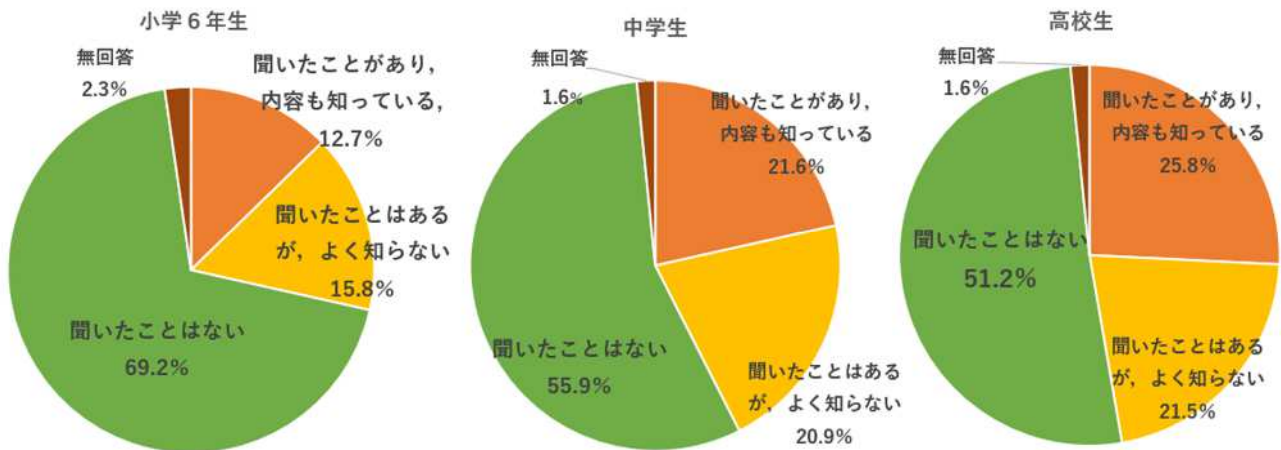
ア ヤングケアラーの認知度

2022（令和4）年度実施の「ヤングケアラー実態調査」によると、ヤングケアラーという言葉で「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答したのは、小学6年生は12.7%，中学生は21.6%，高校生は25.8%だったのに対し、「聞いたことがない」と回答したのは、小学6年生は69.2%，中学生は55.9%，高校生は51.2%となっています。

（注10）問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者

（注11）家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

図表- 98 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるか

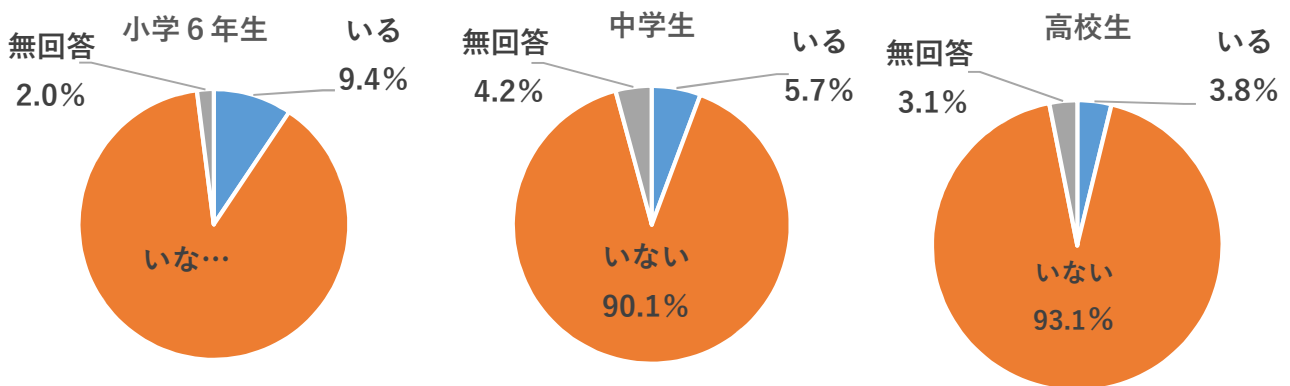


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果①①）

イ 世話をしている家族の有無

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生は9.4%、中学生は5.7%、高校生は3.8%となっています。

図表- 99 家族の中で世話をしている人はいるか

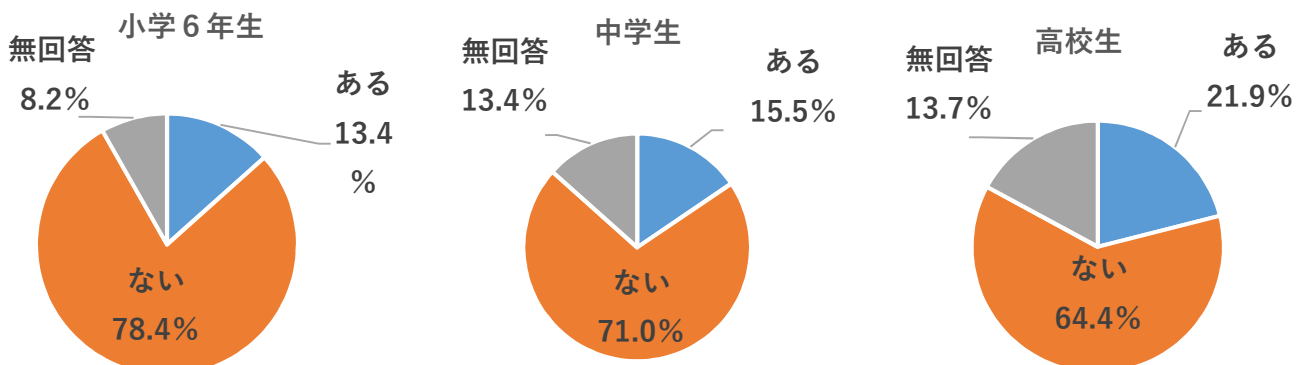


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果①）

ウ 相談経験の有無

世話をしている家族がいると回答した中で、相談した経験が「ある」と回答したのは、小学6年生は13.4%、中学生は15.5%、高校生は21.9%だったのに対し、相談した経験が「ない」と回答したのは、小学6年生は78.4%、中学生は71.0%、高校生は64.4%となっています。

図表- 100 世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはあるか

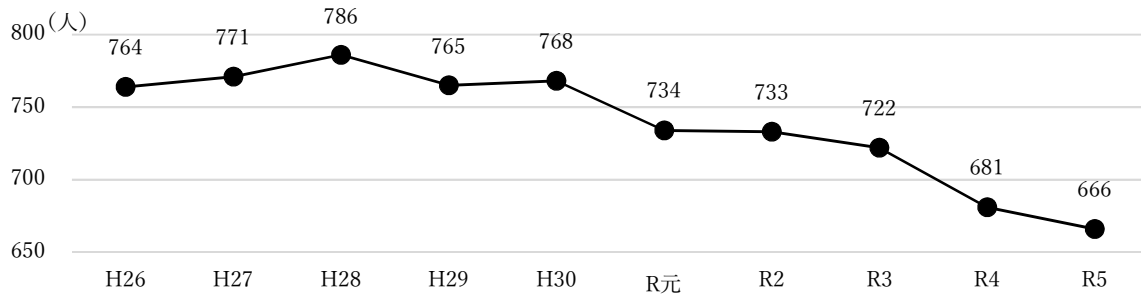


⑦ 社会的養育

ア 代替養育を受けている子ども

本県の代替養育を受けている子ども数（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム^(注12)に措置されている子どもの数）は、平成28年度以降減少しており、2023（令和5）年度は666人となっています。

図表－101 代替養育を受けている子ども数の推移（年度末時点）



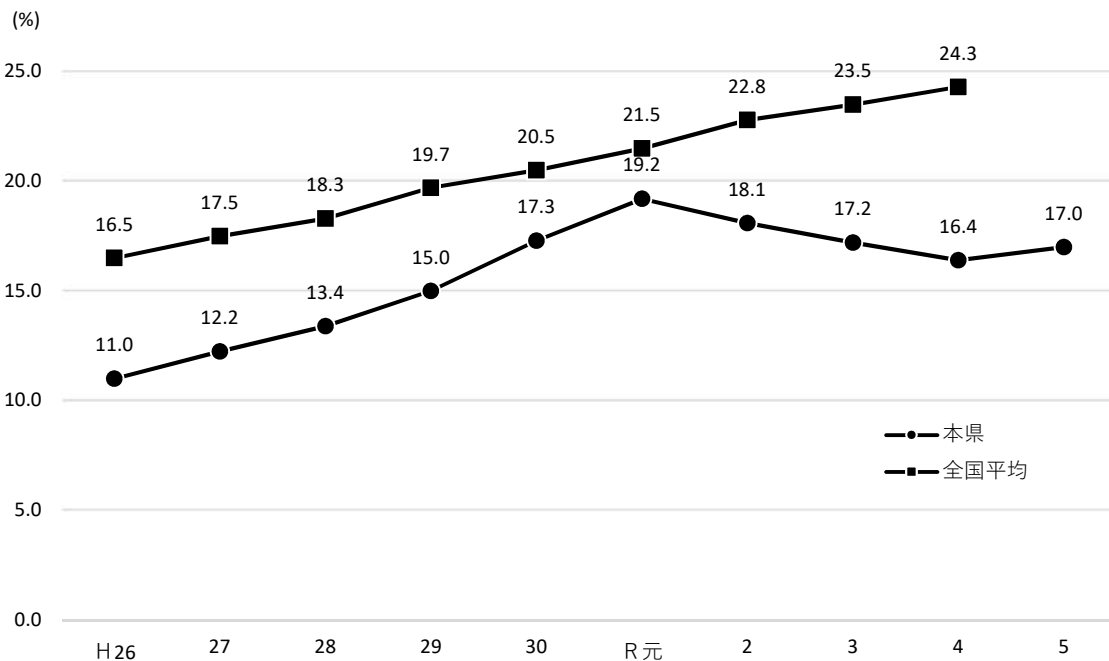
資料：県子ども福祉課調べ

イ 里親

本県の里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち、里親、ファミリーホームに委託されている子ども数の割合）については、2023（令和5）年度が17.0%と2014（平成26）年度の約1.5倍となっています。

2021（令和3）年度の全国の里親等委託率は23.5%と、本県を6.3ポイント上回っています。

図表－102 本県の里親等委託率の推移



資料：県児童相談所調べ。全国平均は、厚生労働省「福祉行政報告例」によるものであり、令和5年度については未公表（令和7年1月末現在）

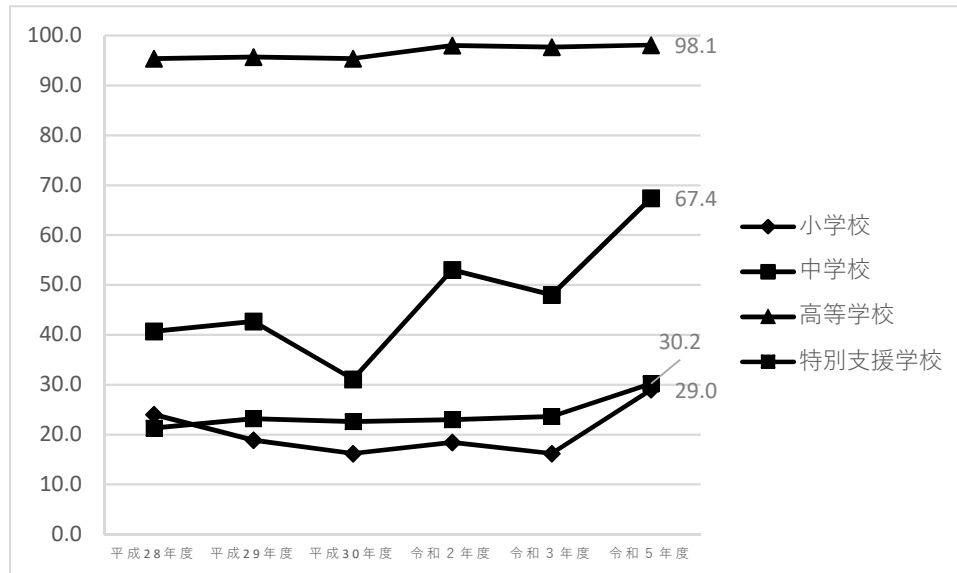
（注12）里親や児童養護施設等で養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度

(5) 携帯電話, スマートフォン

① 携帯電話, スマートフォンの所有率

携帯電話, スマートフォンについては, 2023 (令和5) 年度現在, 本県の小学生の 29.0%, 中学生の 67.4%, 高校生の 98.1% が所有しています。

図表- 103 自分専用の携帯電話 (スマートフォンを含む) 所持率

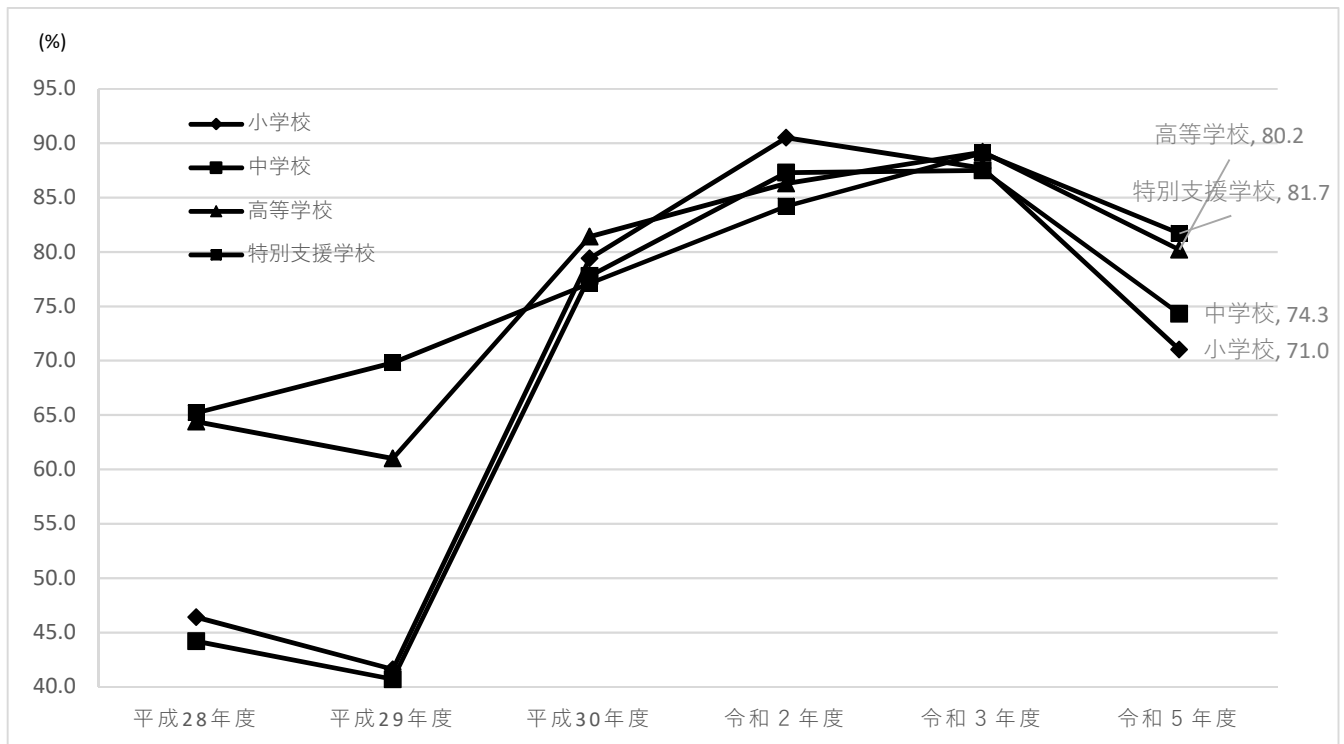


資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。平成30年度及び令和3年度については、保護者対象調査。令和元年度及び令和4年度は調査なし。

② 携帯電話、スマートフォンのフィルタリング設定率

携帯電話、スマートフォンのフィルタリングについては、2023（令和5）年度現在、本県の小学生の71.0％、中学生の74.3％、高校生の80.2％が設定しています。

図表－104 自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）所持者のフィルタリング設定率



資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。平成30年度及び令和3年度については、保護者対象調査。令和元年度及び令和4年度は調査なし。

③ 学校以外でのインターネット利用

インターネットの利用に関し、いずれの学校種においても、「インターネットを長時間利用していると感じている」割合が児童生徒、保護者ともに他の項目に比べて最も多く、また、小学校から高等学校にかけて徐々に増加しています。

図表－105 インターネットの利用に関して感じていること

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
インターネットを長時間利用していると感じている。(%)	R 5(児・生)	34.8	50.1	50.7	32.1
	R 3(保護者)	15.5	26.5	30.6	16.0
	R 2(児・生)	12.6	25.2	37.8	14.6
サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中できないことがある。(%)	R 5(児・生)	6.7	12.7	12.3	3.2
	R 3(保護者)	3.1	13.6	14.6	1.3
	R 2(児・生)	3.4	11.5	16.8	2.7
インターネットの利用を制限されると、イライラしたり落ち着かなかったりすることがある。(%)	R 5(児・生)	9.8	6.1	4.7	15.7
	R 3(保護者)	9.4	12.1	8.6	11.3
	R 2(児・生)	6.3	6.9	6.2	7.3
サイトの利用やメッセージのやりとりで睡眠不足になったりしたことがある。(%)	R 5(児・生)	5.5	10.5	12.2	7.9
	R 3(保護者)	2.5	7.8	10.3	2.9
	R 2(児・生)	4.6	17.0	18.0	4.9

寝るために布団に入っても、携帯電話やインターネット機器が手放せない。(%)	R 5 (児・生)	5.4	8.7	9.9	9.2
	R 3 (保護者)	2.5	8.9	14.0	6.1
	R 2 (児・生)	2.7	7.9	11.3	5.1

資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。令和3年度については、保護者対象調査。令和4年度は調査なし。

※学校以外利用者数に対する割合

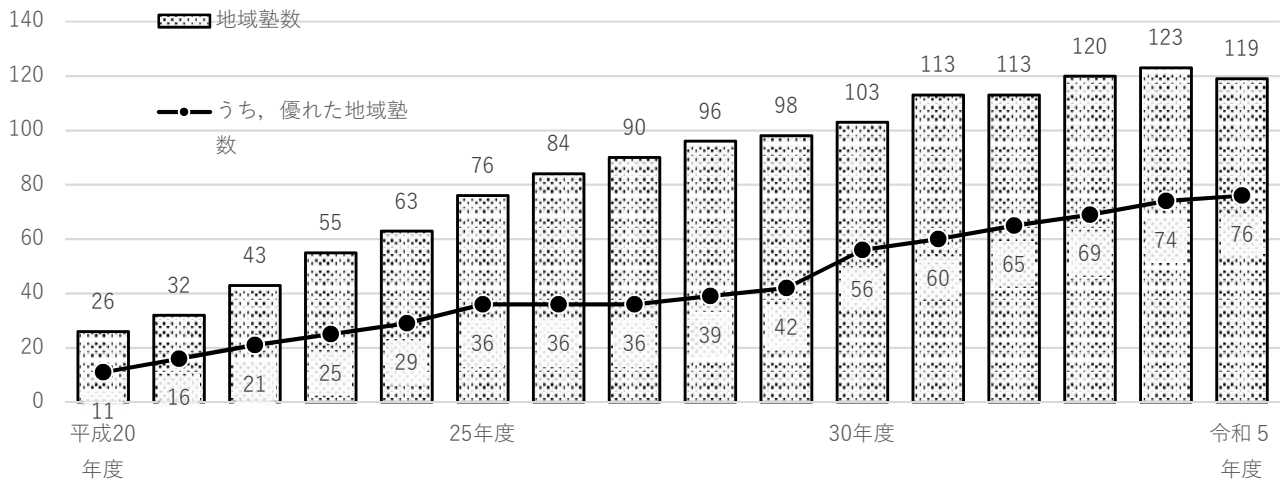
(6) かごしま地域塾

鹿児島の教育的風土や伝統を生かして、子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶかごしま地域塾は年々増加しており、2023（令和5）年度は119団体と、2008（平成20）年度（26団体）の約4.6倍となっています。

また、優れた地域塾は、2023（令和5）年度現在76団体となっています。

図表－106 「かごしま地域塾」数の推移

(団体)

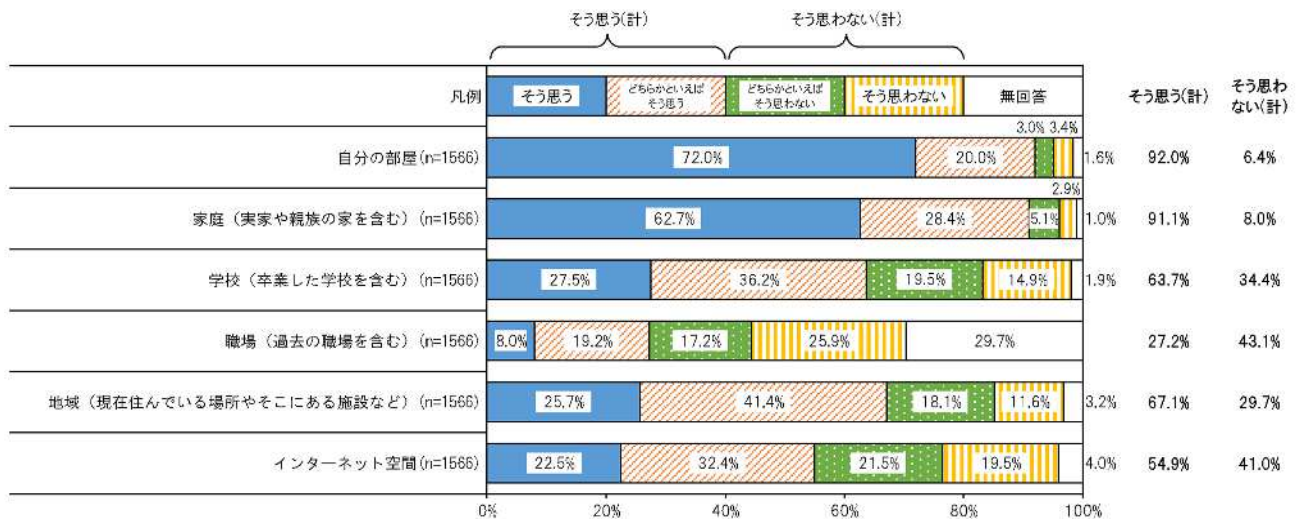


資料：県青少年男女共同参画課調べ

(7) 居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）

ほっとできる場所、居心地のよい場所として、「そう思う(計)」は、「自分の部屋」(92.0%)が最も高く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」(91.1%)、「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）」(67.1%)となっています。一方、「そう思わない(計)」は、「職場（過去の職場を含む）」(43.1%)が最も高く、次いで「インターネット空間」(41.0%)、「学校（卒業した学校を含む）」(34.4%)となっています。

図表- 107 居場所と思う場所



資料：県青少年男女共同参画課「子ども・若者に関する意識調査（令和3年度）」

(8) 医療的ケア児・者の状況

本県における医療的ケア児・者は、令和2年度の調査によると291人おり、必要としている医療的ケアは、吸引（回答数130人）、経管栄養（回答数130人）、ネブライザー（回答数91人）などとなっています。

図表- 108 必要としている医療的ケア

	人数	割合(%)
吸引（気管内、口腔、鼻腔内）	130	61.3%
経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	130	61.3%
ネブライザー	91	42.9%
気管内挿管、気管切開	66	31.1%
酸素吸入	63	29.7%
人工呼吸器管理	46	21.7%
定期導尿	27	12.7%
鼻咽頭エアウェイ	6	2.8%
血糖値測定・インスリン注射	6	2.8%
その他	5	2.4%
I V H（中心静脈栄養）	4	1.9%
膀胱ろう	4	1.9%
人工肛門	4	1.9%
非侵襲型人工呼吸器管理	3	1.4%
継続する透析（腹膜灌流を含む）	0	0.0%

資料：障害福祉課「医療的ケア児とその家族の生活実態調査報告書（令和2年度）」

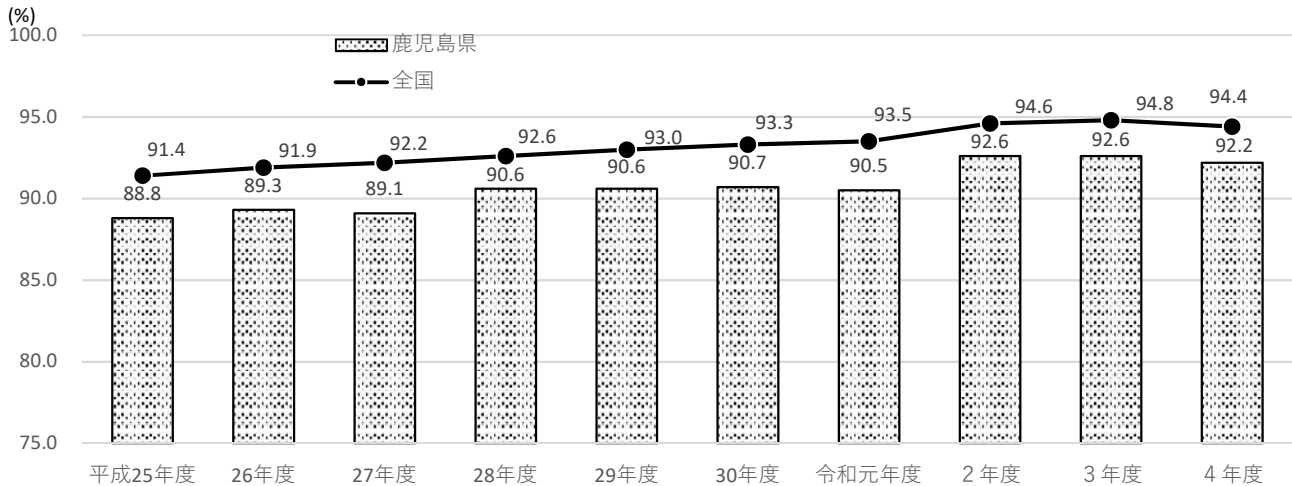
※割合は、回答のあった医療的ケア児・者212名に占める割合

5 母子保健の状況

(1) 妊娠届の状況

本県の妊娠 11 週以内での妊娠の届出率については、全国平均を下回って推移しており、2022（令和 4）年度は全国より 2.2 ポイント低い 92.2%となっています。

図表－ 109 妊娠届状況（満 11 週以内）



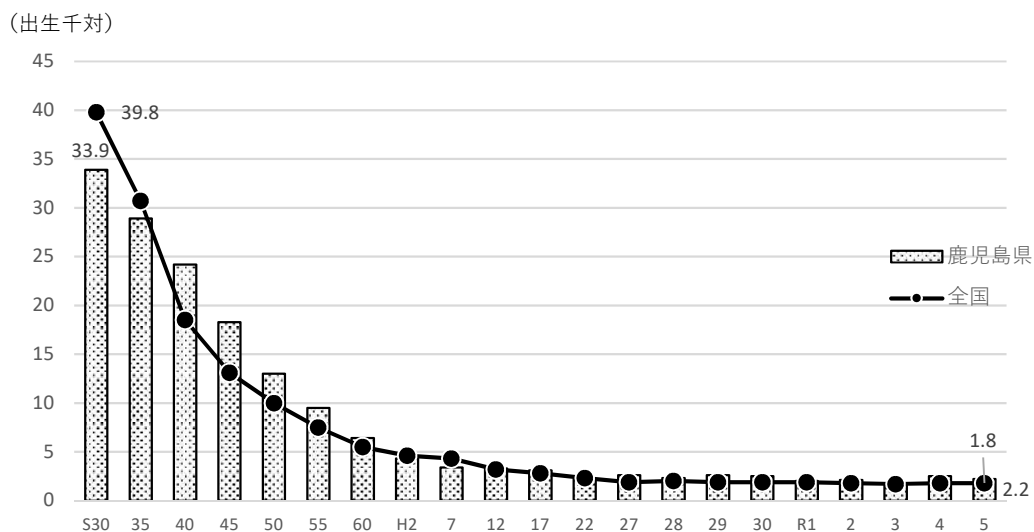
資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(2) 乳児死亡・新生児死亡

① 乳児死亡

本県の乳児死亡数・率は、1955（昭和 30）年には 1,693 人（出生千対 33.9）でしたが、その後、多少の変動をしながら減少しており、2023（令和 5）年は 22 人（出生千対 2.2）と全国の乳児死亡率 1.8 より 0.4 ポイント高くなっています。

図表－ 110 乳児死亡率の推移

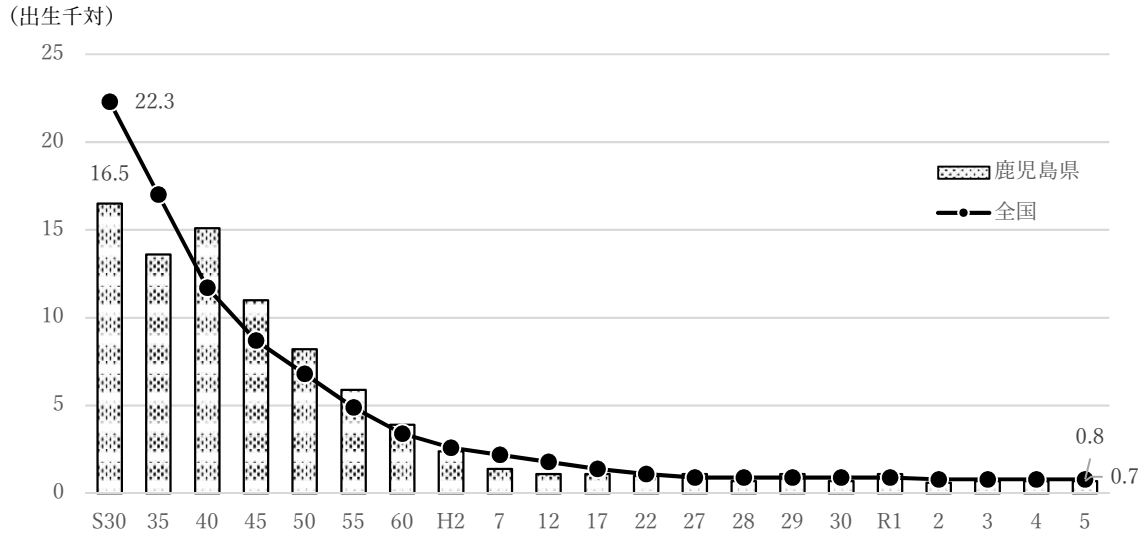


資料：厚生労働省「人口動態統計」

② 新生児死亡

本県の新生児死亡数・率については、1955（昭和30）年には824人（出生千対16.5）でしたが、2023（令和5）年は7人（出生千対0.7）と全国の新児死亡率0.8より0.1ポイント低くなっています。

図表- 111 新生児死亡率の推移

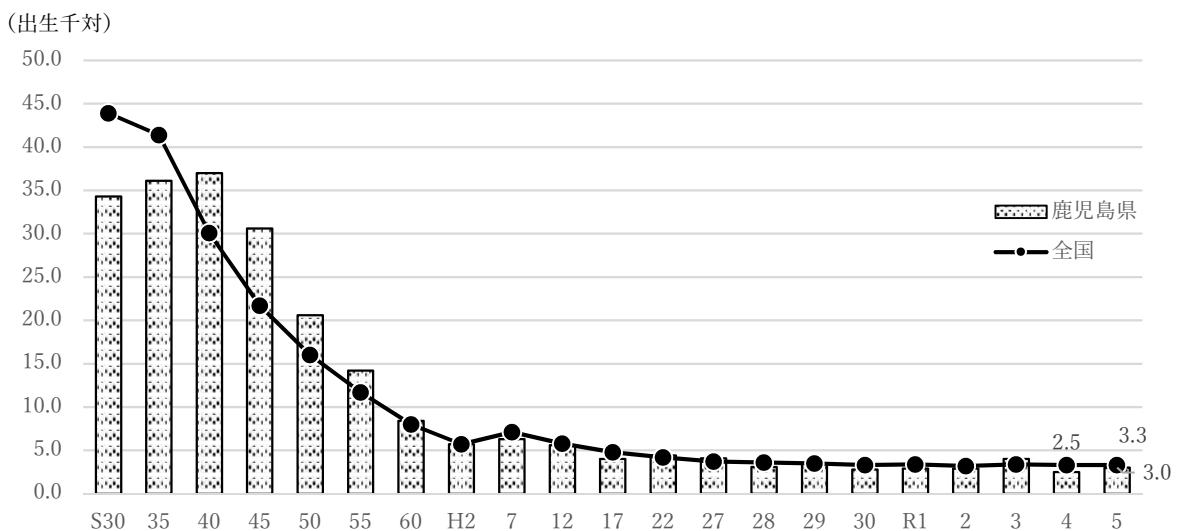


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 周産期死亡

2023（令和5）年の本県の周産期死亡率は3.0（出産千対）であり、前年と比較すると0.5ポイント高く、全国の3.3より0.3ポイント低くなっています。

図表- 112 周産期死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

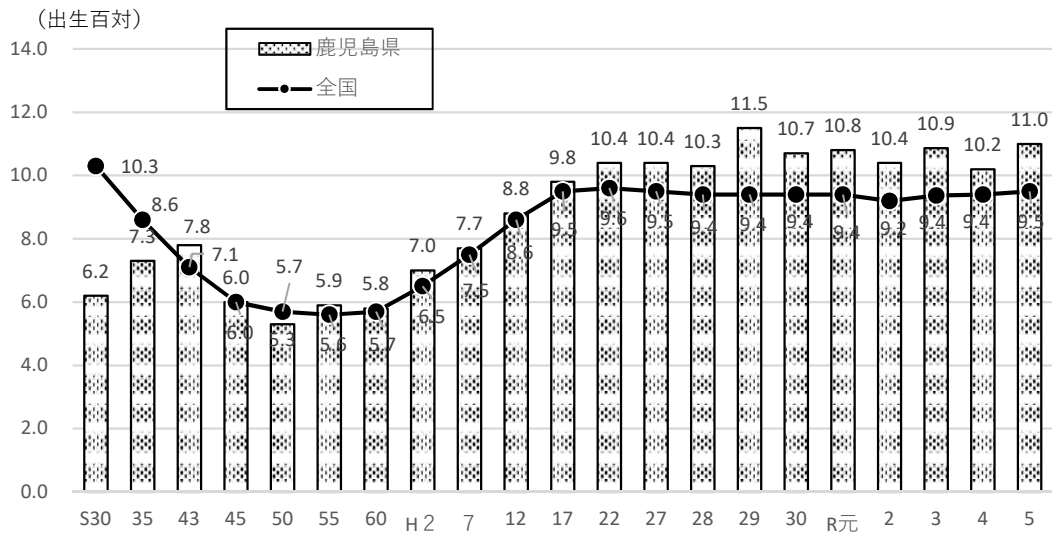
(4) 低出生体重児

本県の2,500g未満の低出生体重児出生割合は1960（昭和35）年頃までは、全国平均を下回っていましたが、その後全国平均と同様の水準で推移していました。

しかし、2005（平成17）年以降は全国平均を上回り、2023（令和5）年度は全国より1.5ポイント高い11.0となっています。

また、母親の年齢階級別に本県の2023（令和5）年の低出生体重児出生割合をみると45歳以上（28.6%）、40～44歳（14.9%）の順に多くなっています。

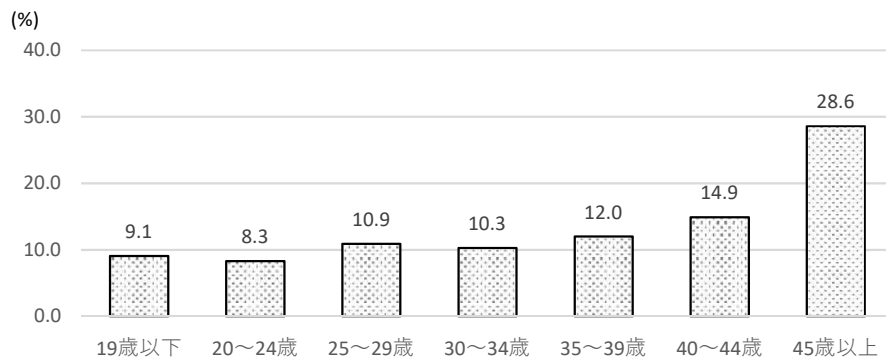
図表－113 低出生体重児出生割合の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

平成6年までは、低出生体重児とは2,500g以下、平成7年からは2,500g未満である。

図表－114 本県の母の年齢階級別・子の出生体重別低出生体重児出生割合（2023（令和5）年）



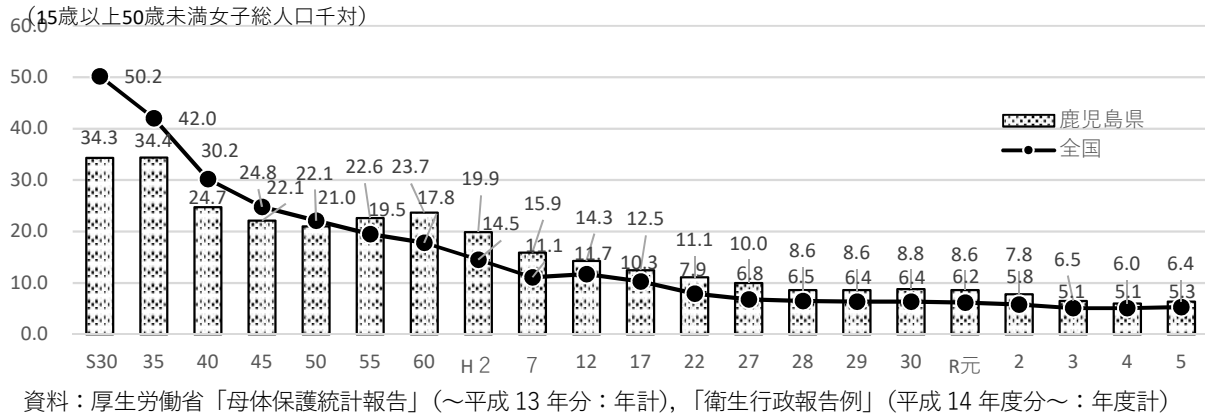
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(5) 人工妊娠中絶

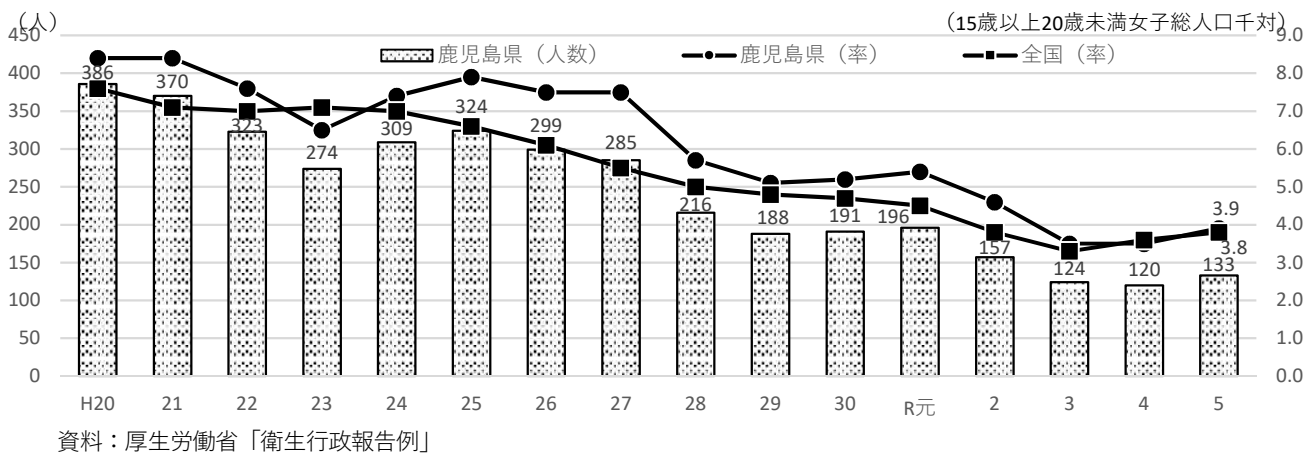
本県の人工妊娠中絶実施率は1975（昭和50）年頃までは全国平均を下回っていましたが、その後全国平均を上回り、2023（令和5）年度は全国より1.1ポイント高い6.4となっています。

また、本県の10代の妊娠中絶は2023（令和5）年度は全国より0.1ポイント高い3.9となっています。

図表－ 115 人工妊娠中絶実施率の推移



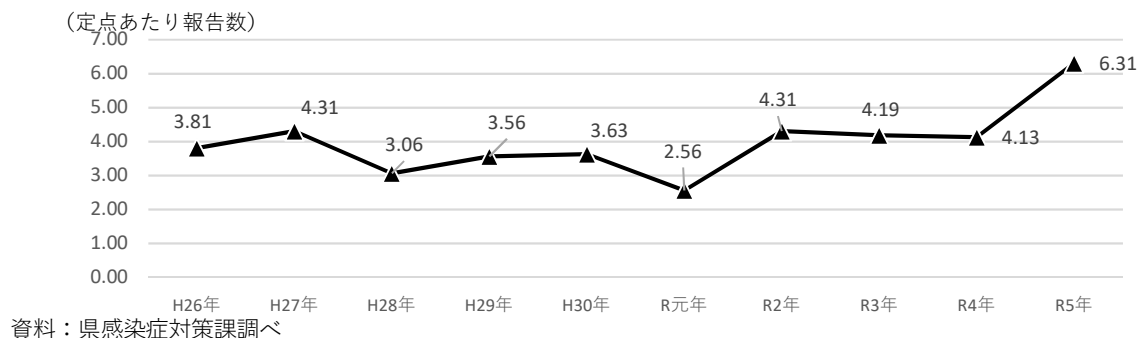
図表－ 116 10代の妊娠中絶件数の年次推移



(6) 性感染症 (注13)

2023（令和5）年度の本県の性感染症は、定点あたり報告数が6.31となっています。

図表－ 117 性感染症の推移

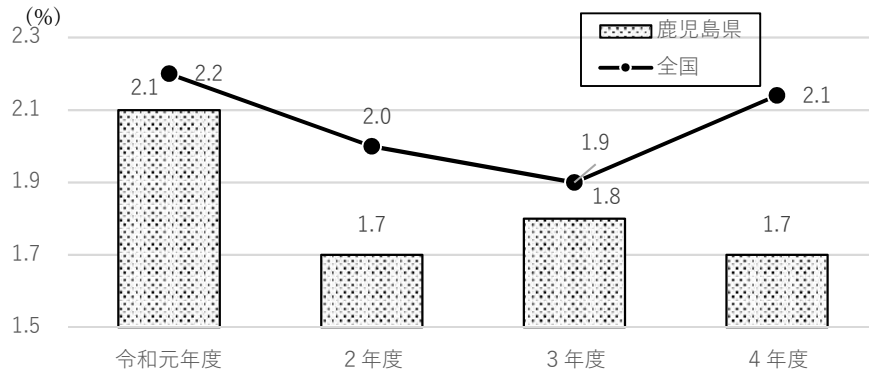


(注13) 性器クラミジア感染症，性器ヘルペス感染症，尖圭コンジローマ，淋菌感染症

(7) 妊娠中の妊婦の喫煙率

本県における喫煙率については2019（令和元）年度は2.1%でしたが、2022（令和4）年度は1.7%と、全国より0.4ポイント低くなっています。

図表－ 118 本県における喫煙率の推移

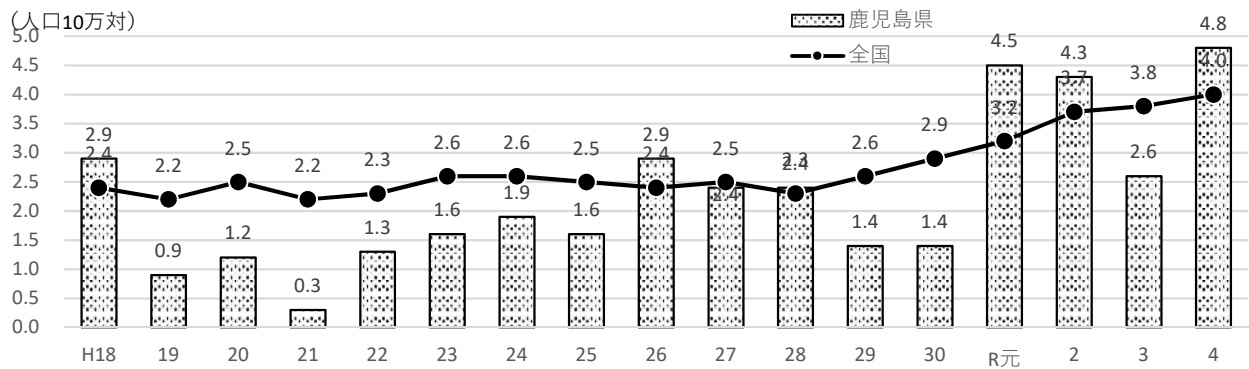


資料：厚生労働省「母子保健に関する実施状況等調査」

(8) 自殺

2022（令和4）年の本県の未成年自殺死亡率（人口10万対）は4.8となっており、前年の2.6から増加しています。

図表－ 119 未成年自殺死亡率の推移



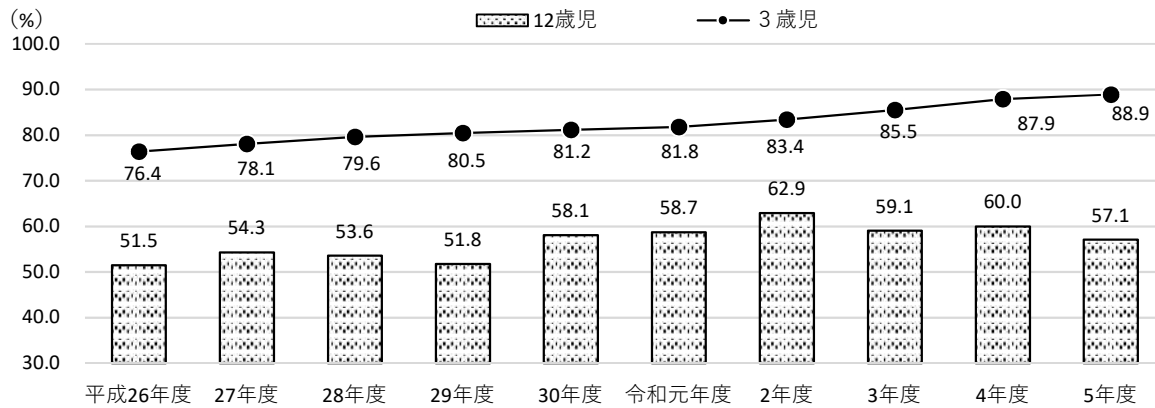
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(9) むし歯

本県のむし歯のない者の割合については、3歳児は、2014（平成26）年度は76.4%でしたが、2023（令和5）年度は88.9%と、12.5ポイント高くなっています。

また、12歳児については、2014（平成26）年度は51.5%でしたが、2023（令和5）年度は57.1%と、5.6ポイント高くなっています。

図表－ 120 むし歯のない者の割合



資料：県子ども家庭課「鹿児島県の母子保健」及び文部科学省「学校保健統計調査」

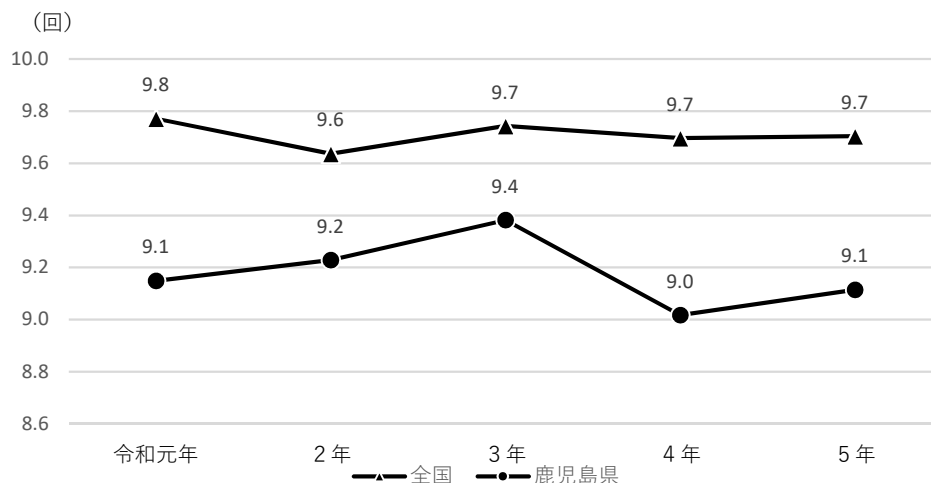
(10) 母子保健サービス等の提供の状況

① 妊婦健康診査の受診状況

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」は14回程度とされており、本県全ての市町村において公費負担を行っています。

本県の2023（令和5）年度の平均受診回数は9.1回と望ましい基準の14回を下回っており、全国の平均9.7回と比較しても0.6ポイント低い状況となっています。

図表－ 121 妊婦健康診査の受診状況の推移

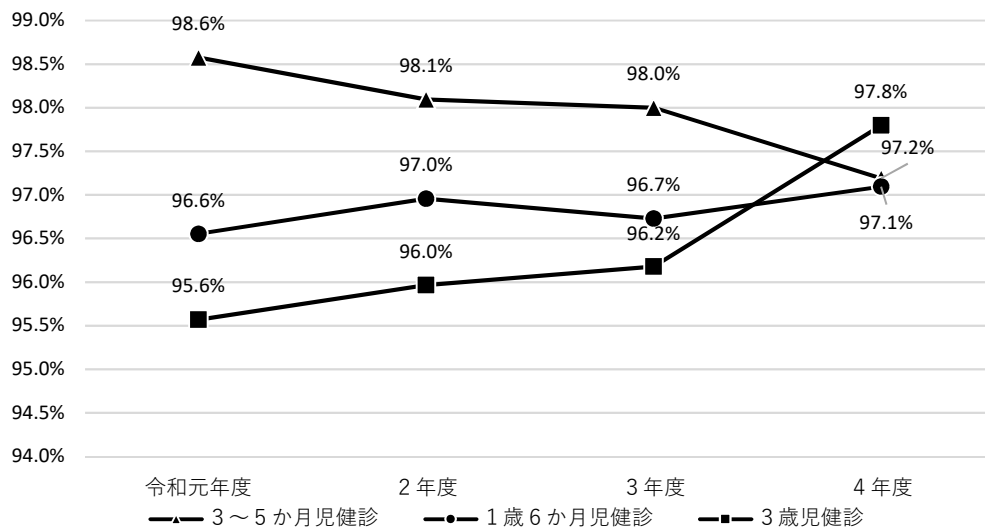


資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

② 乳幼児健康診査の受診状況

本県における乳幼児健康診査の受診率について、2022（令和4）年度においては、3～5 か月児健診で 97.2%（国 96.1%）、1歳6 か月健診で 97.1%（国 96.3%）、3歳児で 97.8%（国 95.7%）であり、ともに全国平均を上回って推移しています。

図表－ 122 乳幼児健康診査の受診状況の推移



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

③ 養育支援訪問事業に取り組む市町村

児童福祉法に基づき、養育支援が必要な保護者の援助等を行うため、保健師等が援助等を行う養育支援訪問事業に取り組む市町村数は、2019（令和元）年度は 25 市町村でしたが、2023（令和5）年度は 37 市町村に増加しています。

図表－ 123 養育支援訪問事業に取り組む県内の市町村数の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
25	58.1%	34	79.1%	35	81.4%	35	81.4%	37	86.0%

資料：県子ども福祉課調べ（注意：交付金申請の有無に関わらず、訪問体制が備わっている市町村を計上）

④ 産後ケア事業の利用率

産後ケア事業の利用率は、2019（令和元）年度は5.4%でしたが、2022（令和4）年度は15.3%に増加しています。

図表－124 産後ケア事業の利用率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県実績	5.4%	11.1%	13.5%	15.3%

資料：県子育て支援課調べ

⑤ ハイリスク妊産婦等支援の実施状況

妊娠・出産・子育てに支障を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦等に対して、県保健所が市町村、医療機関等と連携し、訪問指導等による支援や、支援調整会議を実施するなど、切れ目のない支援を行っています。

図表－125 ハイリスク妊産婦等支援の実施状況

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問指導等 (件数)	実人員	181	142	130	79	116
	延べ	306	200	169	88	151
支援調整会議（回数）		299	213	137	150	166

資料：県子育て支援課調べ

⑥ 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合

産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合は、2020（令和2）年度は6.8%でしたが、2021（令和3）年度は5.6%と、全国より4.1ポイント低くなっています。

図表－126 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本県	6.8%	5.6%	5.5%
全国	9.7%	9.7%	9.9%

資料：県子育て支援課調べ

⑦ 学校と連携した健康教育の実施

子どもたちが心身ともに健全に育成されるためには、健康についての正しい知識の習得が重要であることから、保健所と学校が連携し、地域の実態に即した健康教育を実施しています。2023（令和5）年に健康教育を実施した学校は8校、583人となっています。

図表－127 学校と連携した健康教育実施数の推移

	令和3年度	4年度	5年度
実施回数	5	7	8
参加者数	398	435	583

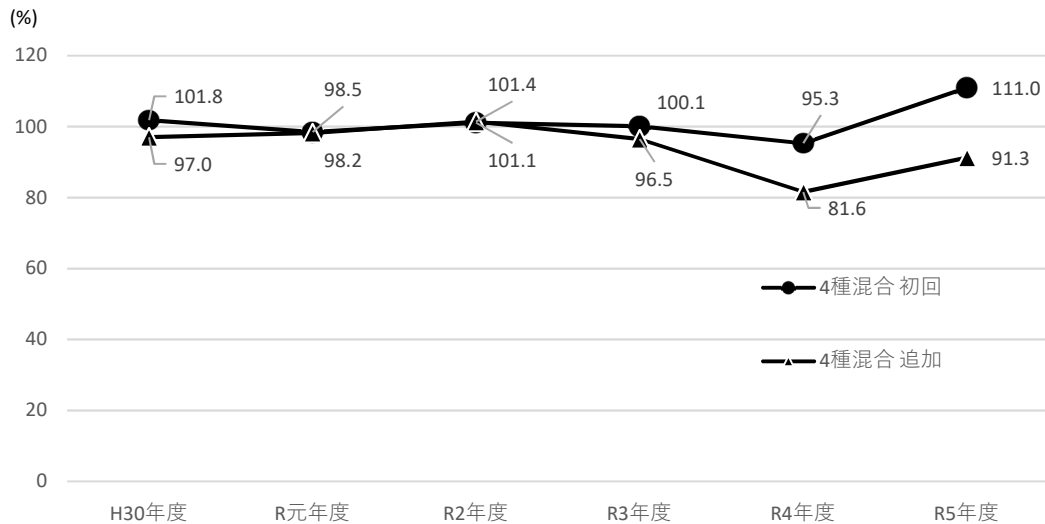
資料：県子育て支援課調べ

(11) 予防接種率

① 4種混合ワクチン^(注14)

4種混合ワクチンは、2012（平成24）年11月に定期接種化され、2013（平成25）年度から接種率の調査が開始されました。接種開始当時は、三種混合ワクチンからの過渡期でもあり接種率が低い状況にありましたが、本県における2023（令和5）年度の接種率は初回が111.0%、追加が91.3%となっています。

図表- 128 4種混合ワクチン接種率の推移

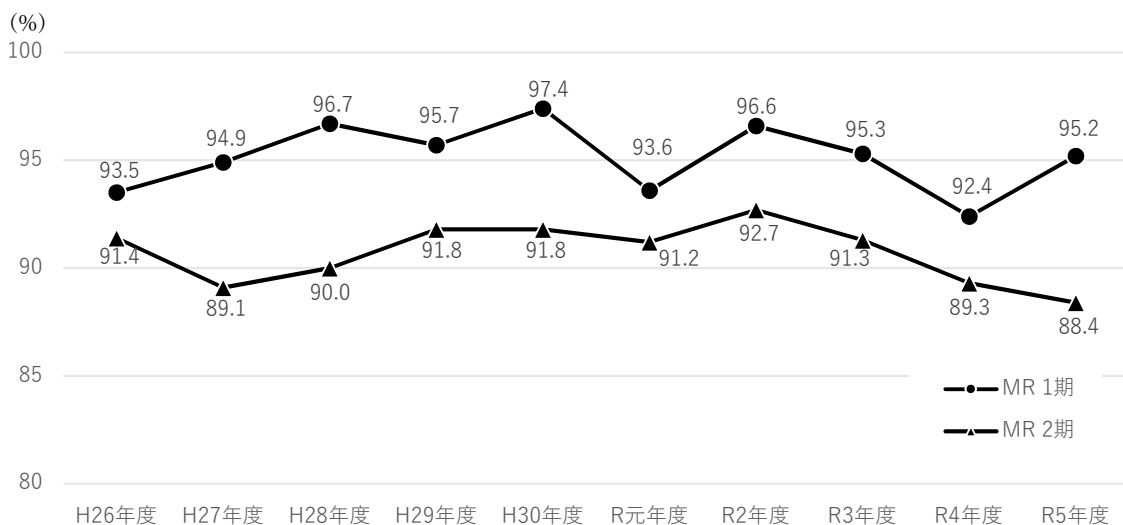


資料：県感染症対策課調べ。4種混合は、平成24年11月に定期接種化。接種率の調査は平成25年度分から実施。対象人口は各年度に標準的接種期間に達した人口であることに對し、実施人員は各年度における接種対象者全体の中の予防接種を受けた人口であるため、実施率は100%を超える場合がある。

② MR ワクチン^(注15)

2023（令和5）年度現在のMRワクチンの接種率は1期が95.2%、2期が88.4%となっています。

図表- 129 MR ワクチン接種率の推移



資料：県感染症対策課調べ。4種混合は、平成24年11月に定期接種化。接種率の調査は平成25年度分から実施。対象人口は各年度に標準的接種期間に達した人口であることに對し、実施人員は各年度における接種対象者全体の中の予防接種

(注14) ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)を予防するワクチン

(注15) 麻しん・風しんを予防するワクチン

を受けた人口であるため、実施率は100%を超える場合がある。

6 教育・保育等の状況

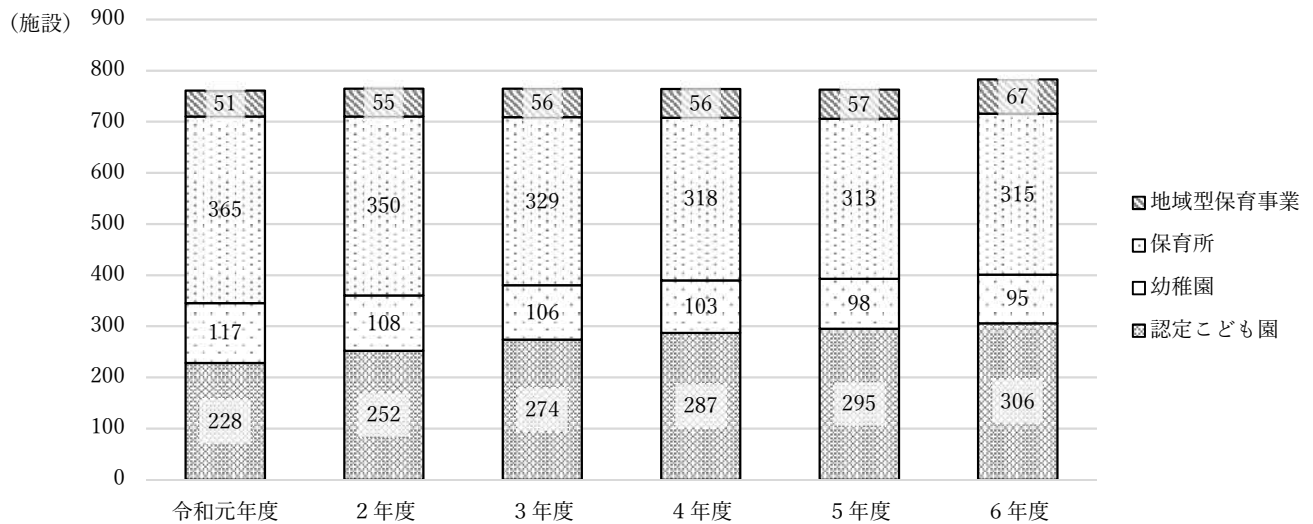
(1) 教育・保育施設の状況

① 施設数の推移

県内の教育・保育等の施設数は、2019（令和元）年度は、761施設（幼稚園117施設、保育所365施設、認定こども園228施設、地域型保育事業51施設）でした。

2024（令和6）年度は783施設（幼稚園95施設、保育所315施設、認定こども園306施設、地域型保育事業67施設）であり、2019（令和元）年度と比較すると、22施設増加しています。

図表－130 教育・保育施設等数の推移

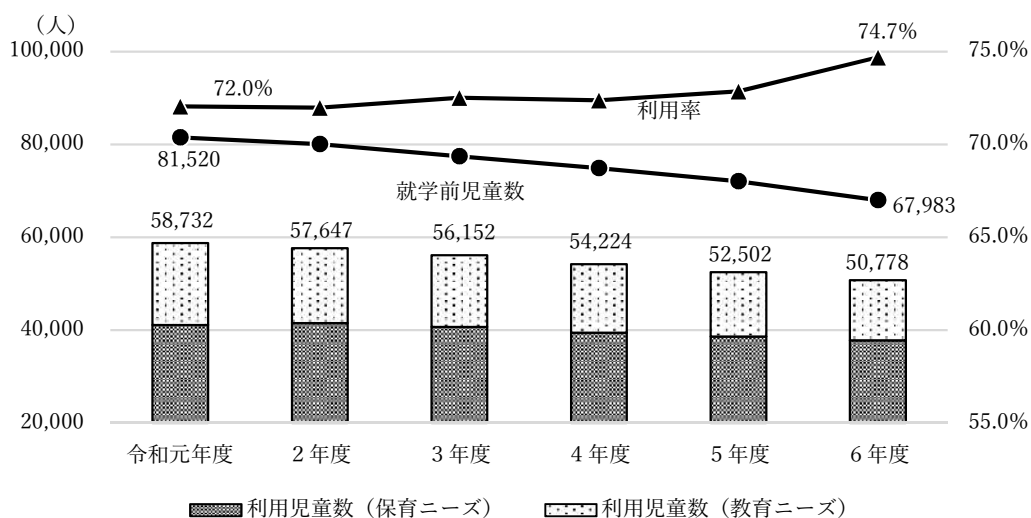


資料：県子育て支援課調べ（分園、休園を除く）

② 利用児童数の推移

県内の教育・保育等の利用児童数は2019（令和元）年度は、58,732人と就学前児童数（81,520人）の約72.0%でしたが、2024（令和6）年度は50,778人と就学前児童数（67,983人）の74.7%となっており、就学前児童数及び利用児童数は減少しているものの、利用率は上昇しています。

図表－131 利用児童数の推移

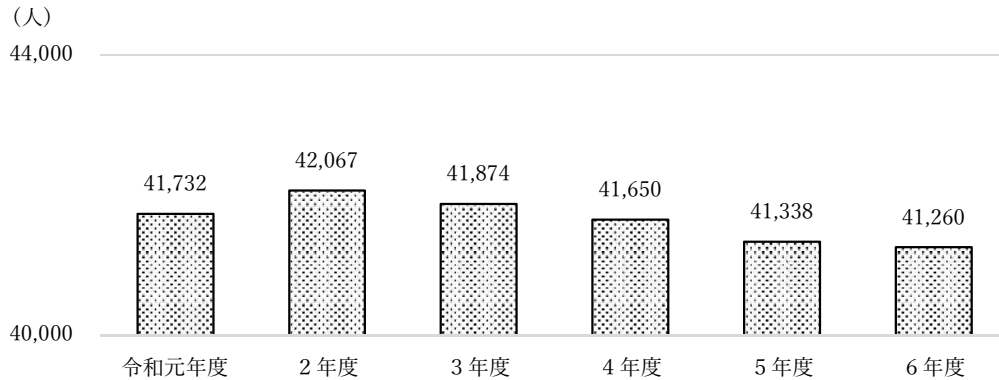


資料：県子育て支援課調べ

③ 利用定員

本県の保育所等の利用定員は、2020（令和2）年度の42,067人をピークに年々減少しています。2024（令和6）年度は、41,260人と2020（令和2）年度と比較すると、807人減少しています。

図表- 132 利用定員の推移



資料：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」

注：利用定員は、保育所、認定こども園（2・3号）、地域型保育事業の合計

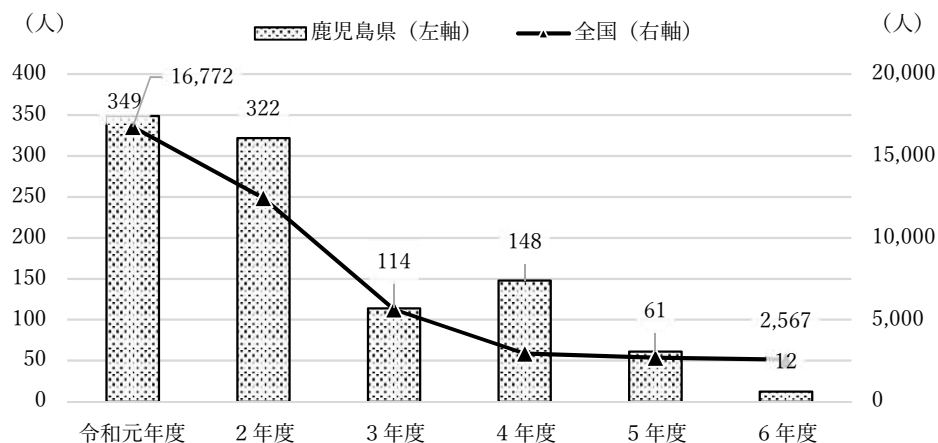
④ 待機児童の推移

本県の2019（令和元）年度の待機児童数は、349人でした。以後、減少傾向にあり、2024（令和6）年度は12人となっており、2019（令和元）年度と比較すると337人減少しています。

利用児童数、利用定員ともに減少傾向にありますが、女性就業率の上昇傾向や共働き世帯割合の増加、地域の事情などによる保育ニーズについては、引き続き注視が必要です。

また、全国の2024（令和6）年度の状況は2,567人と、2019（令和元）年度と比較すると14,205人減少しています。

図表- 133 保育所等待機児童数の推移



資料：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」。各年度4月1日現在。

待機児童を市町村別に確認すると、2019（令和元）年度は鹿児島市（209人）、姶良市（95人）、奄美市（26人）の順でしたが、2024（令和6）年度は姶良市（11人）、奄美市（1人）の順となっています。

図表－134 待機児童の推移（市町村別、単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鹿児島市	209	216	82	136	21	—
出水市	2	15	14	—	—	—
薩摩川内市	2	—	—	—	—	—
南さつま市	—	—	1	2	—	—
奄美市	26	—	—	—	25	1
南九州市	5	—	—	—	—	—
姶良市	95	91	17	10	13	11
大和村	4	—	—	—	—	—
天城町	6	—	—	—	2	—
県計	349	322	114	148	61	12

資料：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」。各年度4月1日現在。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況**① 事業の実施状況**

地域子ども・子育て支援事業は以下に示す13事業で構成されており、市町村が地域の実情に応じて、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い実施する事業です。

② 地域子ども・子育て支援事業の概要**ア 利用者支援事業**

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるようサポートする事業です。

イ 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

ウ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築等に必要となる費用の一部を補助する事業です。

オ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

カ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

キ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

ク 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

ケ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

コ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

サ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

シ 病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

ス 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

図表－ 135 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（単位：市町村）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者支援事業	29	32	32	33
延長保育事業	31	32	33	33
実費徴収に係る補足給付を行う事業	14	13	12	10
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	2	3	1	1
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	41	41	41	41
子育て短期支援事業	14	14	17	18
乳児家庭全戸訪問事業	33	35	34	34
養育支援訪問事業	17	18	19	19
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4	4	5	5
地域子育て支援拠点事業	38	38	39	38
一時預かり事業	34	34	34	34
病児保育事業	23	24	24	26
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	20	20	20	21

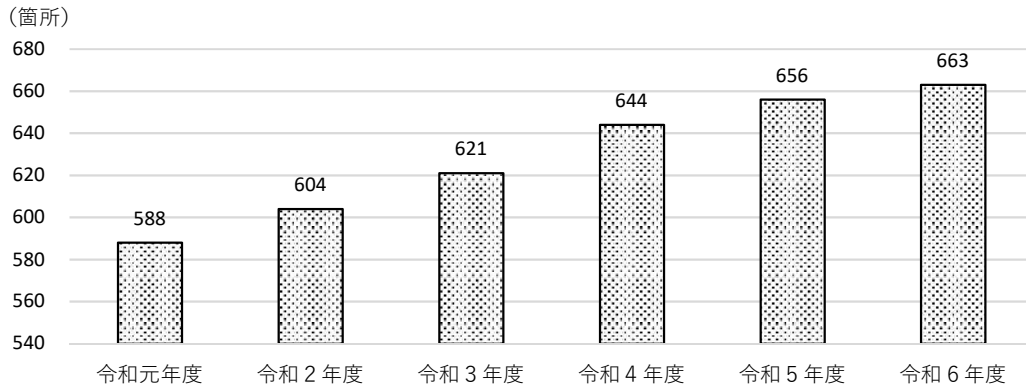
資料：県子ども政策課調べ

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

ア 施設数の推移

県内の放課後児童クラブは2019（令和元）年度は、588 か所でしたが、2024（令和6）年度は663 施設と、2019（令和元）年度と比較すると、75 か所増加しています。

図表－ 136 放課後児童クラブ数の推移



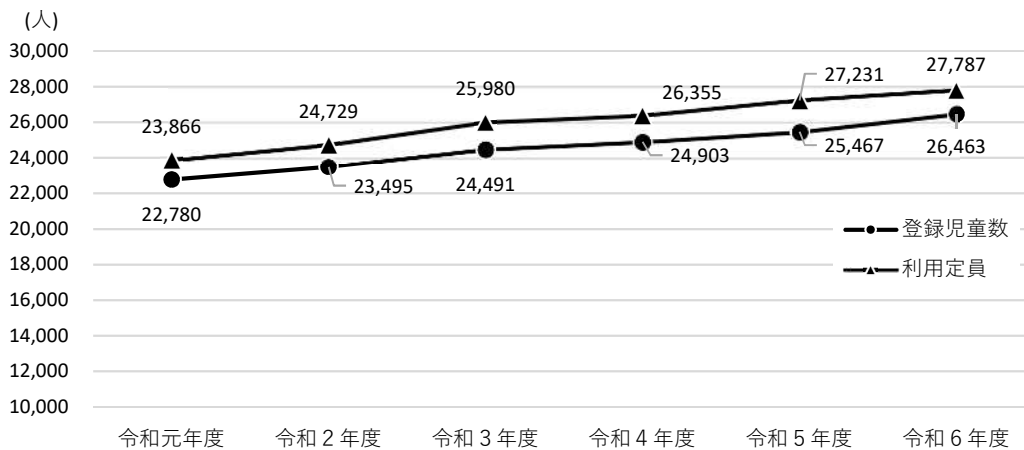
資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

イ 登録児童数等の推移

本県の放課後児童クラブ登録児童数は2019（令和元）年度は、22,780 人でしたが、2024（令和6）年度は26,463 人と、2019（令和元）年度と比較すると3,683 人増加しています。

また、利用定員数については、2019（令和元）年度は、23,866 人でしたが、2024（令和6）年度は27,787 人と、2019（令和元）年度と比較すると3,921 人増加しています。

図表－ 137 登録児童数等の推移

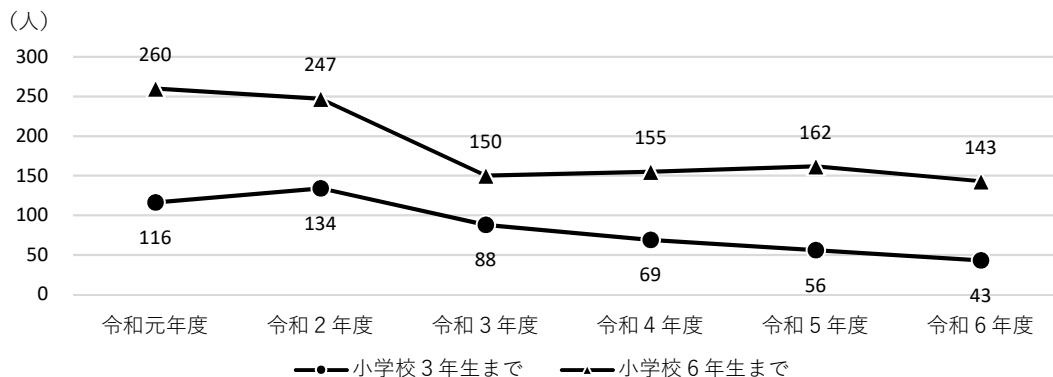


資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

ウ 待機児童の推移

本県の放課後児童クラブ待機児童数は、2019（令和元）年度は小学3年生までは116人、小学6年生までは260人でした。2024（令和6）年度は小学3年生までは43人、小学6年生までは143人と、いずれも減少しています。

図表－138 放課後児童クラブ待機児童数の推移



資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

市町村別の放課後児童クラブ待機児童数は、2024（令和6）年度の小1～小3までは、出水市（22人）、瀬戸内町（9人）、南九州市（7人）の順となっています。

小1～小6までについては、鹿児島市（59人）、出水市（36人）、南九州市（16人）の順となっています。

図表－139 放課後児童クラブ待機児童数の推移（市町村別、単位：人）

	小1～小3まで						小1～小6まで					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R元	R2	R3	R4	R5	R6
鹿児島市	—	40	7	3	—	—	68	106	42	34	64	59
鹿屋市	—	—	6	10	5	—	—	3	7	18	6	—
阿久根市	4	—	—	—	1	—	4	—	—	—	1	—
出水市	57	49	71	23	17	22	88	64	86	38	32	36
指宿市	—	—	—	8	—	—	1	—	—	10	—	—
垂水市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薩摩川内市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
霧島市	39	26	—	9	—	—	49	32	—	9	—	—
南さつま市	—	9	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—
志布志市	2	8	—	—	—	—	29	23	5	—	—	—
奄美市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南九州市	—	—	—	1	—	7	—	—	—	1	—	16
始良市	6	—	—	3	9	5	7	—	5	15	19	9
長島町	4	—	4	—	3	—	5	—	5	16	12	14
大崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

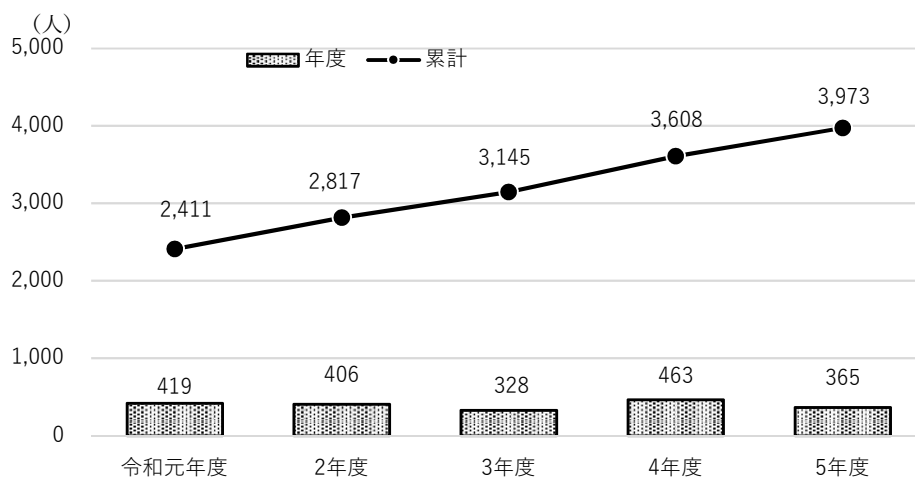
東串良町	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	9	—
屋久島町	—	2	—	2	—	—	2	4	—	4	—	—
瀬戸内町	—	—	—	8	4	9	3	—	—	8	4	9
喜界町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊仙町	4	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
与論町	—	—	—	2	9	—	—	—	—	2	15	—
合計	116	134	88	69	56	43	260	247	150	155	162	143

資料：こども家庭庁 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査。

工 放課後児童支援員の認定資格研修に係る修了者数

本県の放課後児童支援員数は、2019（令和元）年度は 2,411 人でしたが、2023（令和5）年度は 3,973 人まで増加しています。

図表－ 140 放課後児童支援員の認定資格研修

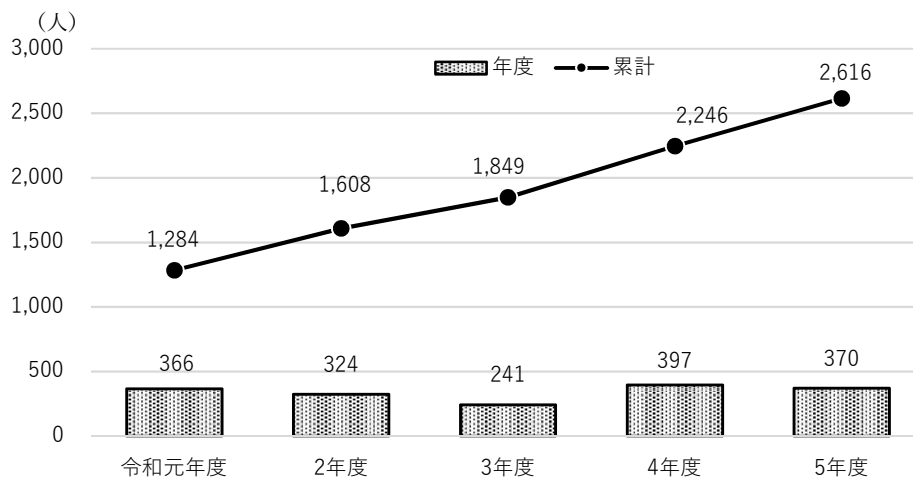


資料：県子育て支援課調べ

オ 放課後児童支援員等の現任研修に係る修了者数

本県の放課後児童支援員等の現任研修に係る修了者数は、2019（令和元）年度は 1,284 人でしたが、2023（令和5）年度は 2,616 人まで増加しています。

図表－ 141 放課後児童支援員等の現任研修に係る修了者数の推移



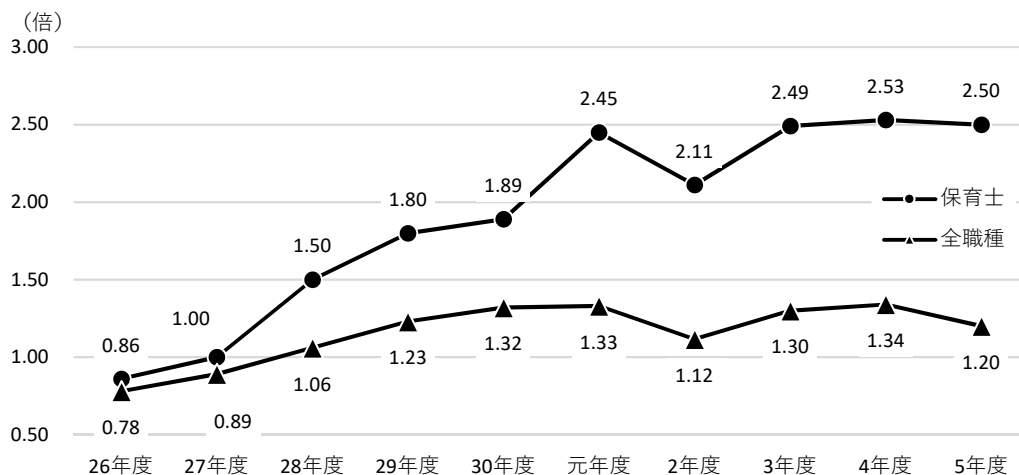
資料：県子育て支援課調べ

(3) 保育士等の確保

① 有効求人倍率

本県の保育士の有効求人倍率は、2014（平成26）年度平均は0.86倍でしたが、その後、上昇傾向にあり、2023（令和5）年度平均は2.50倍と、全職種の1.20倍を大きく上回っています。

図表-142 本県における保育士の有効求人倍率の推移



資料：鹿児島労働局「常用福祉の職業」

② 勤続年数

2019（令和元）年度の本県の保育士の勤続年数は9.0年、幼稚園教諭の勤続年数は7.5年に比べ、2023（令和5）年度には保育士10.0年、幼稚園教諭9.1年と長くなりましたが、全職種の12.0年を下回っています。

図表-143 本県における保育士等の勤続年数の推移

施設種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職種	12.0年	11.6年	12.1年	11.4年	12.0年
幼稚園教諭	7.5年	7.8年	7.1年	6.5年	9.1年
保育士	9.0年	9.8年	11.7年	14.1年	10.0年

資料：厚生労働省「賃金構造統計調査」

③ 賃金

2019（令和元）年度の本県の保育士の賃金は3,431千円、幼稚園教諭の賃金は3,181千円でしたが、2023（令和5）年度には保育士3,269千円と下降し、幼稚園教諭は3,786千円と上昇しましたが、全職種の4,137千円を下回っています。

図表-144 本県における保育士等の賃金の推移

施設種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職種	4,050千円	3,980千円	4,059千円	3,973千円	4,137千円
幼稚園教諭	3,181千円	3,672千円	3,615千円	3,564千円	3,786千円
保育士	3,431千円	3,459千円	3,495千円	4,076千円	3,269千円

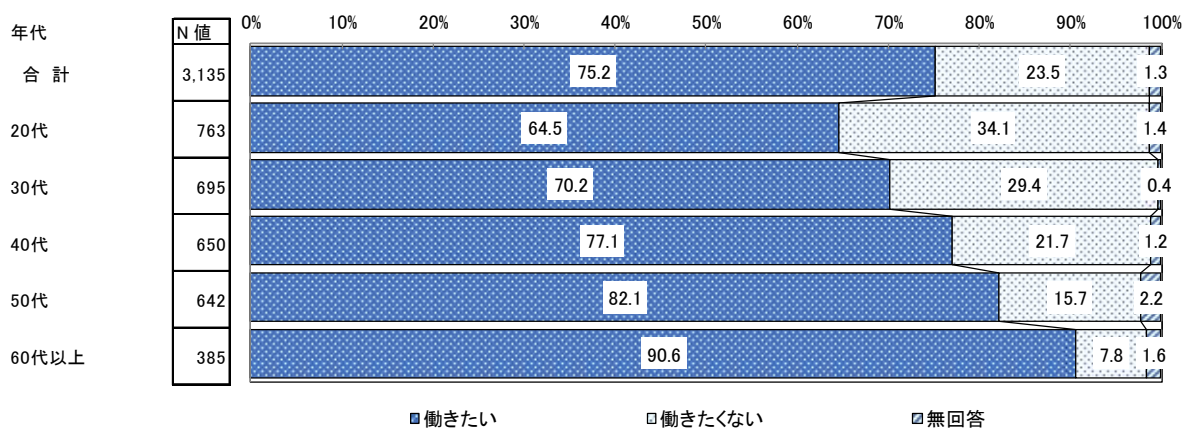
資料：厚生労働省 賃金構造統計調査を元に、県子育て支援課にて集計

④ 保育士現況調査

ア 現在、保育士として就業している方の状況

2025（令和6）年度に県が実施した「保育士現況調査」によると、今後も継続して働きたいかは、「働きたい」は75.2%、「働きたくない」は23.5%でした。年代別にみると、年代が上がるごとに「働きたい」の割合が高くなっています。

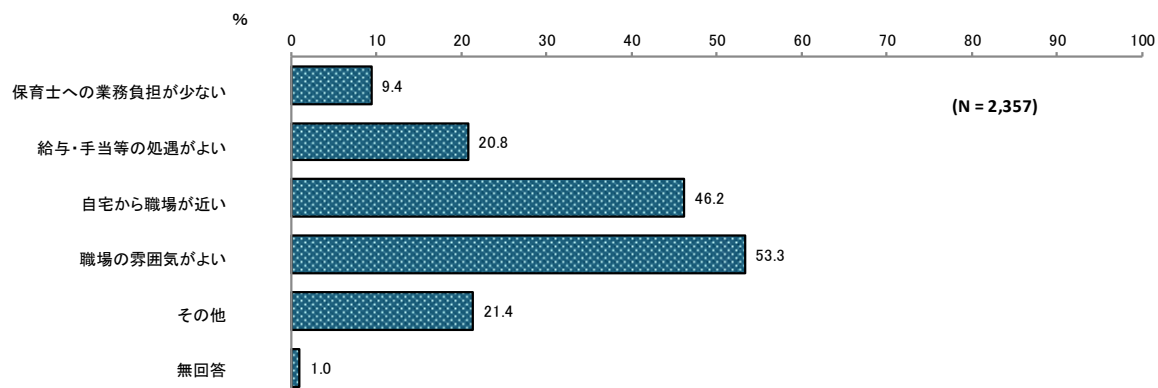
図表－145 保育士現況調査結果（就業継続の意思）



資料：保育士現況調査報告書（図9）

継続して働きたい理由は「職場の雰囲気がよい」が53.3%と最も高く、次いで「自宅から職場が近い」が46.2%、「その他」が21.4%となっています。

図表－146 保育士現況調査結果（継続して働きたい理由）



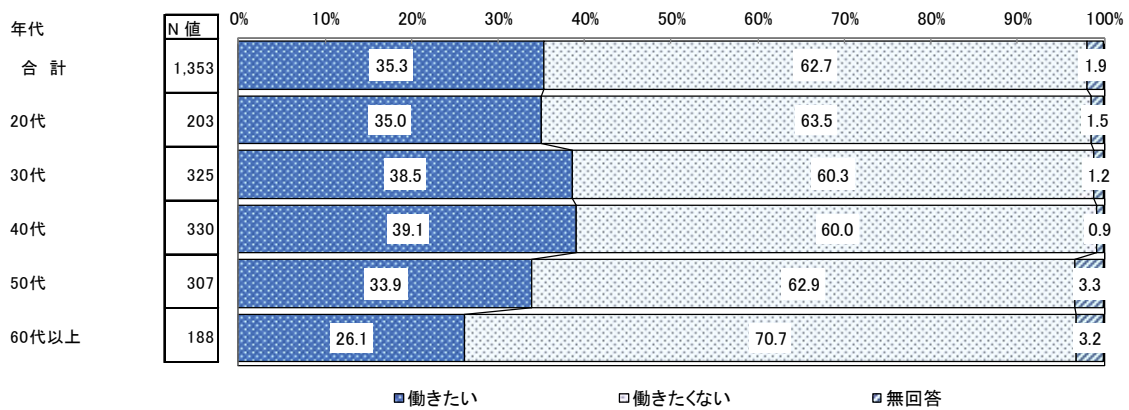
資料：保育士現況調査報告書（図10）

イ 現在、保育士職以外に就業している方の状況

今後保育士に復職したいかは「働きたい」は35.3%、「働きたくない」は62.7%でした。

年代別にみると、いずれも「働きたい」は2～3割台となっています。30代、40代は比較的「働きたい」の割合が高くなっています。

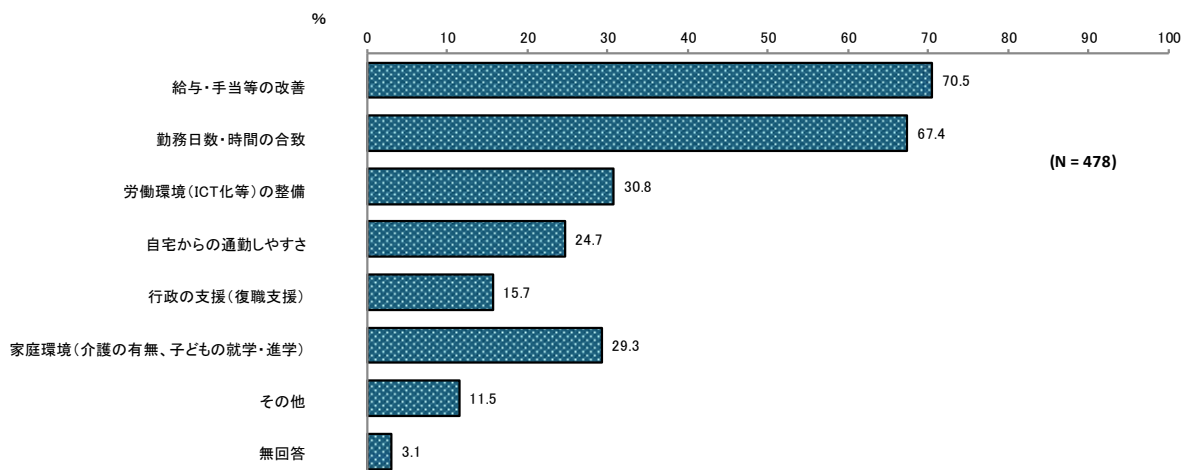
図表－ 147 保育士現況調査結果（復職の意思）



資料：保育士現況調査報告書（図 14）

復職意向があると回答した方の保育士職への復職条件は「給与・手当等の改善」が70.5%と最も高く、次いで「勤務日数・時間の合致」が67.4%、「労働環境（ICT化等）の整備」が30.8%となっています。

図表－ 148 保育士現況調査結果（復職の条件）

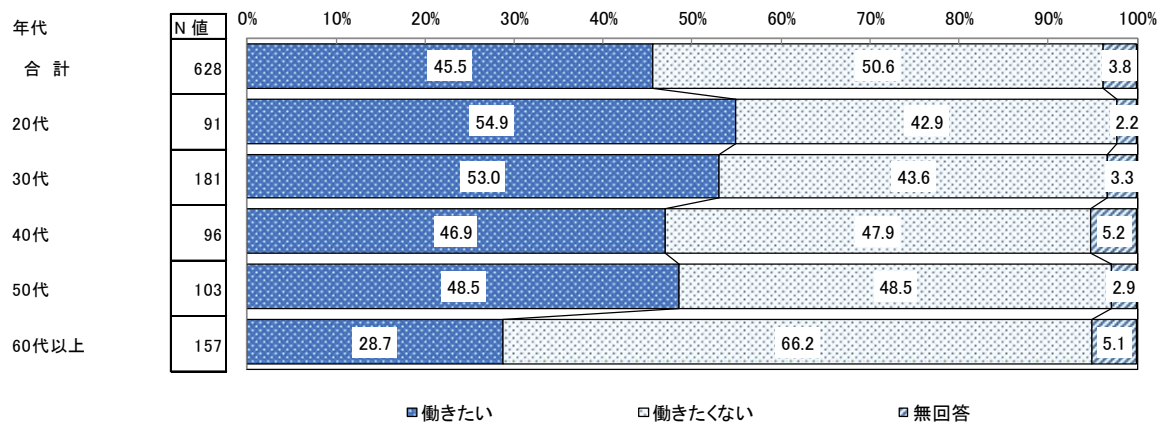


資料：保育士現況調査報告書（図 15）

ウ 現在、就業していない方の状況

今後の保育士職への就業希望は「働きたい」は45.5%、「働きたくない」は50.6%でした。年代別にみると、年代が高いほど「働きたい」の割合はおおむね低くなる傾向があります。

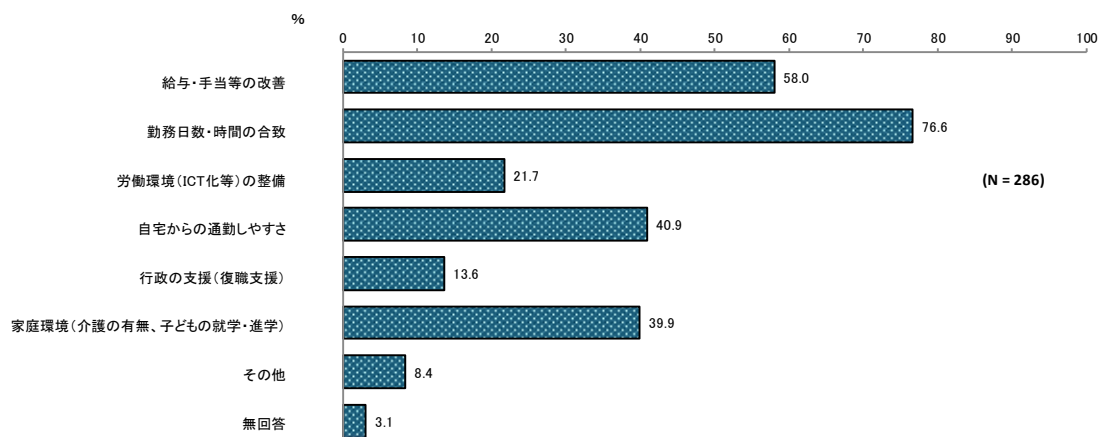
図表- 149 保育士現況調査結果（就業希望の有無）



資料：保育士現況調査報告書（図 19）

復職意向があると回答した方の保育士職への復職条件は「勤務日数・時間の合致」が76.6%と最も高く、次いで「給与・手当等の改善」が58.0%、「自宅からの通勤しやすさ」が40.9%となっています。

図表- 150 保育士現況調査結果（復職の条件）



資料：保育士現況調査報告書（図 20）

⑤ 子育て支援員研修の修了状況

県では、保育所等で保育士以外の保育従事者として従事するために必要な研修を実施しており、2023（令和5）年度の子育て支援員研修修了者数は、389人となっています。

図表- 151 子育て支援員研修の修了状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数（人）	279	542	415	405	389

資料：県子育て支援課調べ

第3章 これまでの取組と成果

1 これまでの取組と成果

かごしま子ども未来プラン 2020（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）では、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世代の育成を支援するため、「結婚、妊娠・出産の希望が実現できる社会づくり」、「安心して子育てができる社会づくり」、「子どもの夢や希望を実現する環境づくり」、「子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」、「ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」の5つの施策の方向に沿って、各種施策を展開してきました。

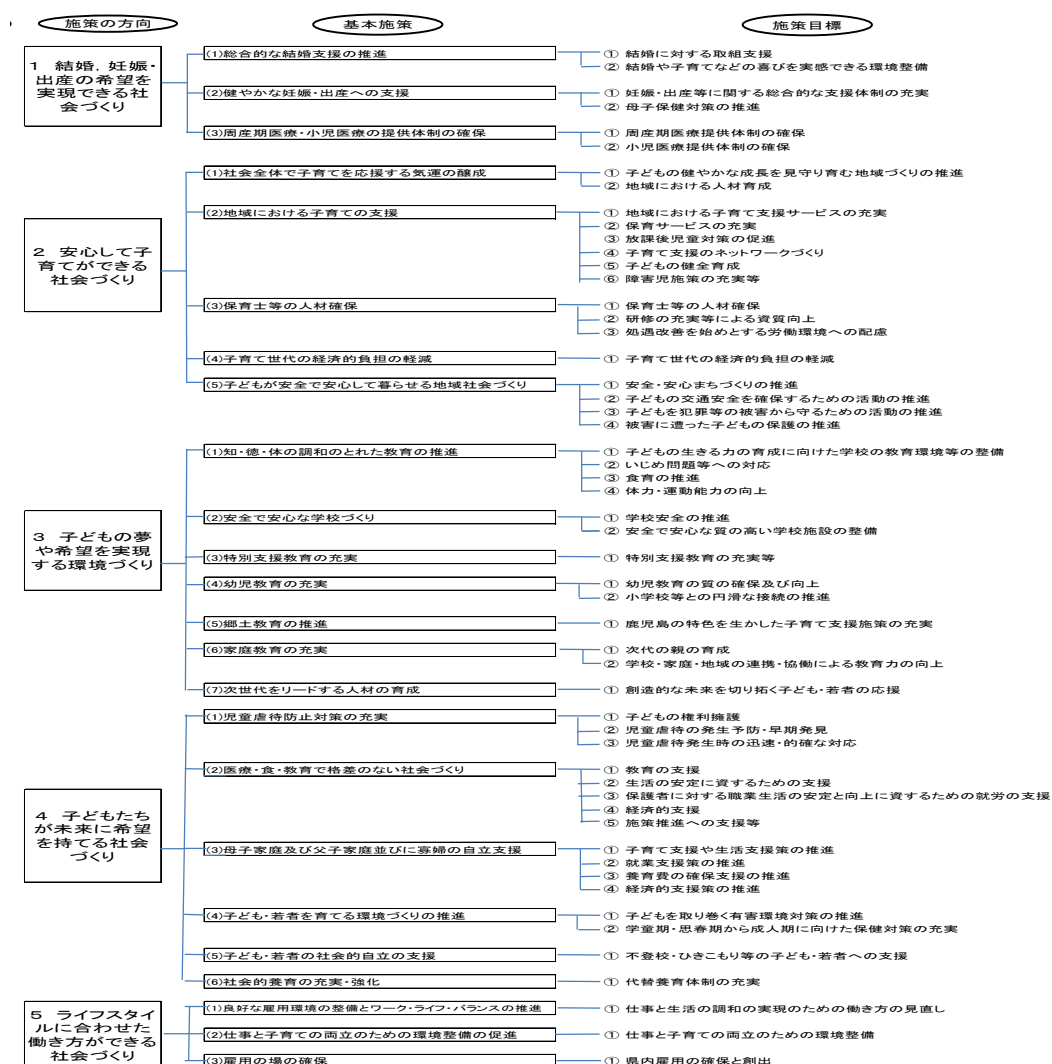
このような取組もあり、本県の合計特殊出生率は、2004（平成16）年には過去最低である1.46まで落ち込みましたが、2023（令和5）年は1.48で、全国では第4位となっています。（図表－15、図表－16）

また、少子化の原因の一つである晩婚化、晩産化については、平均初婚年齢や第1子出生時の母の年齢は、2015（平成27）年以降、進行に歯止めがかかっている状況です。（図表－9、図表－20）

「県民意識調査」によると、子育てしやすくなったと感じる人の割合が、前回調査時（2018（平成30）年）の20.8%から2023（令和5）年の調査時は25.6%に増加しています。

また、仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える人の割合が、前回調査時（2018（平成30）年）の15.4%から2023（令和5）年の調査時は24.4%に増加しています。

＜かごしま子ども未来プラン 2020 における施策の構成＞



2 目標達成状況

かごしま子ども未来プラン 2020 においては、少子化対策に直結し、「施策の方向」で位置づけた主な取組に関連する「重点数値目標」をはじめ 65 項目の数値目標を設定しており、達成状況（2023（令和 5 年）度末時点）については、既に目標を達成したものが 17 項目、概ね順調に進捗しているものが 20 項目となっています。

(1) 重点数値目標

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標 (令和 6 年度)	備考
1	かごしま出会いサポートセンター会員登録会員数	人	1,131	853	1,500	
2	かごしま出会いサポートセンター会員登録者の延べ成婚数	組	10	110	110	
3	婚活イベントの年間情報提供数	回	77	128	105	
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	15	39	43	
5	保育所等待機児童数	人	244	61	0	
6	地域子育て支援拠点の実施市町村数	市町村	37	39	43	
7	病児保育事業の実施箇所数	箇所	39	43	47	
8	休日保育の実施箇所数	箇所	25	30	45	
9	放課後児童クラブ待機児童数	人	437	162	0	
10	ファミリー・サポート・センター設置箇所数	箇所	19	20	22	
11	男性の育児休業取得率	%	5.5	44.1	30.0	
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	%	54.2	82.4	78.0	
13	認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設の割合	%	47.0	94.1	100	
14	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村数	市町村	0	17	43	
15	いずれは、結婚しようとする未婚者(40代まで)の割合	%	68.5	56.3	増加させる	
16	予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	%	74.7	80.8	増加させる	
17	子育てがしやすくなったと感じる人の割合	%	20.8	25.6	30	
18	仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える人の割合	%	15.4	24.4	30	

(2) 包含する計画において掲げる目標値

① 母子保健計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標 (令和 6 年度)	備考
1	妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	%	90.7 ^{※1}	92.6 ^{※1}	100.0	
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	2.4 ^{※2}	1.3 ^{※3}	0	
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	%	0.8 ^{※2}	0.4 ^{※3}	0	
4	全出生児に占める低出生体重児の割合 (出生体重 2,500g 未満) (出生百対)	%	10.7 ^{※4}	11.0 ^{※5}	減少させる	
5	乳児死亡率 (出生千対)		2.5 ^{※4}	2.2 ^{※5}	2.1 以下	
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	15	39	43	
7	産婦健康診査に取り組む市町村数	市町村	7	43	43	
8	産後ケアの事業に取り組む市町村数	市町村	21	43	43	
9	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	41	43	43	
10	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	22	37	43	
11	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	%	78.7 ^{※2}	81.9 ^{※3}	95.0	
12	積極的に育児に参加している父親の割合	%	65.0 ^{※2}	72.6 ^{※3}	増加させる	
13	4 種混合の予防接種率	%	初回 101.8 追加 97.0	初回 111.0 追加 91.3	95.0%以上	
14	麻疹・風疹(MR)の予防接種率	%	1 期 97.4 2 期 91.5	1 期 95.2 2 期 88.4	95.0%以上	
15	3 歳児でむし歯のない者の割合	%	81.2 ^{※6}	88.9 ^{※7}	88.0	
16	12 歳児でむし歯のない者の割合	%	58.1	57.1	65.0	
17	10 代の人工妊娠中絶実施率(15～19 歳人口千対)	人	5.2 ^{※8}	3.9 ^{※9}	減少させる	
18	10 代の性感染症の報告数 (1 定点医療機関あたり)	人	3.63	6.31	減少させる	
19	10 代の自殺率 (当該年齢人口 10 万対)	人	1.4	2.3	減少させる	

※1 地域保健・健康増進報告

※2 厚生労働省母子保健課調査

※3 こども家庭庁母子保健課調査

※4 人口動態統計 (平成 30 年)

※5 人口動態統計 (令和 5 年)

※6 平成 30 年度 3 歳児歯科健康診査

※7 令和 5 年度 3 歳児歯科健康診査

※8 平成 30 年度衛生行政報告例

※9 令和 5 年度衛生行政報告例

② 子どもの貧困対策計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標 (令和 6 年度)	備考
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	市町村	0	22	43	
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率) (中学卒業後)	%	94.4	95.5	99.4	
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率) (高等学校等卒業後)	%	92.7	86.2	97.6	
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校 等中退率	%	4.2	2.5	2.2	
5	母子・父子支援自立支援員の配置市町村 数	市町村	3	3	6	
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給 者数	人	1,308	1,835	1,908	
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就 職・進学率	%	79.6	82.1	100.0	
8	子育て世代包括支援センターの設置市町 村数	市町村	15	39	43	

③ 子ども・若者計画

番 号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標 (令和 6 年度)	備考
1	「優れた地域塾」認証団体数	団体	48	64	65	

④ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

番 号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標 (令和 6 年度)	備考
1	母子・父子支援自立支援員の配置市 町村数	市町村	3	3	6	
2	ひとり親家庭自立支援給付金の延 べ支給者数	人	1,308	1,835	1,908	
3	ひとり親家庭自立支援給付金受給 者の就職・進学率	%	79.6	82.1	100.0	

⑤ 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標 (令和6年度)	備考
1	放課後児童クラブ待機児童数	人	437	162	0	
2	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	人	1,805	3,973	3,600	

(3) その他

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標 (令和6年度)	備考
1	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	社	1,843	2,971	2,905	
2	特定教育・保育施設等の第三者評価、学校関係者評価の実施率	%	—	23.5	100.0	
3	一時預かり事業等の実施箇所数	箇所	391	449	705	
4	子育て短期支援事業の実施市町村数	市町村	22	18	29	
5	利用者支援事業実施箇所数（母子保健型除く）	箇所	14	20	42	
6	保育の質の向上のための研修総受講者数	人	1,034	2,246	3,300	
7	交通安全教育の普及	回	256	221	200	
8	「育児の日」における協力企業数	社	126	269	270	
9	かごしま子育て応援企業登録数	社	452	780	780	
10	男性の家事・育児時間	時間	1時間3分	2時間5分 ※1	2時間15分	
11	幼児と児童との交流を実施している小学校の割合	%	97.9	98.7	100.0	
12	移行支援シート等を活用した引継ぎ（幼保→小学校）	%	50.6	75.6	80.0	
13	代替養育を受けている子どもの里親等委託率	%	17.3	17.0	29.0	
14	結婚・子育てサポート宣言企業の登録数	社	145	178	200	

※1 総務省統計局 令和3年度社会生活基本調査

第4章 計画の基本理念と推進体制

1 基本理念, 基本目標及び施策の方向

子どもは未来の鹿児島を担う宝ものです。

全ての子どもや若者が、夢や希望を持って自分らしく成長でき、将来にわたって幸せを感じながら生活できる社会づくりが大切です。

少子化の進行や子どもの数の減少は、地方における人手不足の深刻化や地域の活力低下を招くことから、少しでも歯止めをかける必要があります。そのためには、結婚、妊娠の希望がかない、安心して子どもを出産し、健やかに育てられる環境づくりが重要です。

これらの社会の実現に向けて、次の基本理念及び基本目標のもと、5つの施策の方向に沿って、各種施策を推進していきます。

基本理念：結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう鹿児島を目指して

～全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送るために～

基本目標： 個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するとともに、子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送ることができる社会の実現を目指します。

施策の方向

① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を希望する人が、出会いの機会に恵まれるなど、一人ひとりの結婚の希望がかなえられるよう、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実に努めるなど総合的な結婚支援施策を推進するとともに、子ども・若者のライフデザインの早期形成への支援を行います。また、妊娠・出産の希望がかない、県内どこに住んでいても安心して子どもを出産し、健やかに育てられるよう、プレコンセプションケアの推進や産前産後の支援の充実と体制強化、妊娠・出産、産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

安心して子どもを育てられる環境が整い、子育て世帯が喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに、放課後児童対策の充実や医療的ケア児の支援など、地域における子育ての支援を推進します。また、幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育て世代の経済的負担の軽減、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが、豊かな心や健やかな体、社会で自立する力を身につけられるよう、知・徳・体の調和のとれた教育の推進や、安全・安心で質の高い教育環境づくり、特別支援教育の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより、次代の鹿児島を牽引する人材を育成します。

④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう、子ども・若者の権利の尊重、子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消、児童虐待防止、子どもの貧困対策、子どもの居場所づくり、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーへの支援などの子ども・若者の社会的自立の支援、社会的養育の充実・強化などを推進します。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

多様で柔軟な働き方ができる環境が整い、仕事と子育て、介護等の両立など、ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進に取り組みます。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

2 施策体系

施策の方向	基本施策	掲載 頁
1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1) 総合的な結婚支援の推進	105
	(2) 健やかな妊娠・出産への支援	107
	(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	114
2 安心して子育てができる社会づくり	(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	119
	(2) 地域における子育ての支援	122
	(3) 保育士等の人材確保	140
	(4) 子育て世代の経済的負担の軽減	143
	(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	146
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	151
	(2) 安全で安心な学校づくり	157
	(3) 特別支援教育の充実	159
	(4) 幼児教育の充実	162
	(5) 郷土教育の推進	164
	(6) 家庭教育の充実	166
	(7) 次世代をリードする人材の育成	169
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1) 子ども・若者の権利の尊重	175
	(2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	177
	(3) 児童虐待防止対策の充実	179
	(4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	183
	(5) 子どもの居場所づくり	201
	(6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	204